令和４年第３回　飯塚市議会会議録第６号

　令和４年６月２７日（月曜日）　午前１０時００分開議

○議事日程

日程第１５日　　６月２７日（月曜日）

第１　常任委員会委員長報告

１　総務委員長報告（質疑、討論、採決）

（１）議案第５６号　令和４年度 飯塚市一般会計補正予算（第２号）

（２）議案第５７号　飯塚市税条例等の一部を改正する条例

（３）議案第６２号　財産の取得（消防ポンプ自動車）

（４）議案第６８号　令和４年度 飯塚市一般会計補正予算（第３号）

２　福祉文教委員長報告（質疑、討論、採決）

（１）議案第６５号　専決処分の承認（令和４年度 飯塚市一般会計補正予算（第１号））

３　協働環境委員長報告（質疑、討論、採決）

（１）議案第５８号　飯塚市総合体育館条例

（２）議案第６１号　財産の取得（移動式観覧席）

（３）議員提出議案第２号　飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例

４　経済建設委員長報告（質疑、討論、採決）

（１）議案第５９号　飯塚市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例

（２）議案第６０号　飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

（３）議案第６３号　訴えの提起（建物退去土地明渡請求事件）

（４）議案第６４号　市道路線の認定

（５）議案第６６号　専決処分の承認（令和４年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補
正予算（第１号））

（６）議案第６９号　契約の締結（口春（頭首工）災害復旧工事）

第２　人事議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

１　議案第６７号　固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めること

第３　議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

１　議員提出議案第　８号　議員定数をはじめとして市民にとって最適な議会のあり方の検討に関する決議

２　議員提出議案第　９号　飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

３　議員提出議案第１０号　地方財政の充実・強化に関する意見書の提出

４　議員提出議案第１１号　環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のＺＥＢ化のさらなる推進を求める意見書の提出

５　議員提出議案第１２号　地方公共団体情報システムの標準化に向けての意見書の提出

６　議員提出議案第１３号　福島原発事故によるトリチウム等を含むＡＬＰＳ（多核種除去設備）処理水の海洋放出に関する意見書の提出

７　議員提出議案第１４号　保育所等の最低基準、職員処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出

第４　議会選出各種委員の選出

　　１　中小企業融資制度審議会委員

第５　報告事項の説明、質疑

１　報告第　５号　継続費繰越計算書の報告（令和３年度 飯塚市一般会計）

２　報告第　６号　継続費繰越計算書の報告（令和３年度 飯塚市小型自動車競走事業特別
会計）

３　報告第　７号　継続費繰越計算書の報告（令和３年度 飯塚市水道事業会計）

４　報告第　８号　継続費繰越計算書の報告（令和３年度 飯塚市下水道事業会計）

５　報告第　９号　繰越明許費繰越計算書の報告（令和３年度 飯塚市一般会計）

６　報告第１０号　事故繰越し繰越計算書の報告（令和３年度 飯塚市一般会計）

７　報告第１１号　令和３年度 飯塚市水道事業会計の予算繰越

８　報告第１２号　令和３年度 飯塚市下水道事業会計の予算繰越

９　報告第１３号　公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の経営状況

10　報告第１４号　一般財団法人サンビレッジ茜の経営状況

第６　署名議員の指名

第７　閉　会

○会議に付した事件

　議事日程のとおり

○議長（秀村長利）

　これより本会議を開きます。常任委員会に付託していました「議案第５６号」から「議案第６６号」までの１１件、「議案第６８号」、「議案第６９号」及び「議員提出議案第２号」、以上１４件を一括議題といたします。

「総務委員長の報告」を求めます。６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

総務委員会に付託を受けました議案４件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第５６号　令和４年度 飯塚市一般会計補正予算（第２号）」については、執行部から、補正予算書等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

まず、本会議において審査要望のありました諸費、空家等対策事業費について、事業の実施に当たり、費用対効果額をどのくらい考えているのかということについては、成果目標として、初年度は、空き家物件３０件程度を空家管理システムに反映し、空家流通システムを用いて、都市圏からの移住者３人、都市圏企業のオフィス誘致２社を目指し、３年後には都市圏からの移住者合計９人、都市圏企業のオフィス誘致合計６社を目指している。これらの移住者やオフィス誘致により、普通地方交付税や個人住民税で試算した結果、年間で３３７万８千円の歳入見込みとなり、１０年間では、単純計算で３３００万円を見込んでいると考えているという答弁であります。

次に、議案に対する質疑応答の主なものとして、交通安全対策費、交通安全施設整備事業費については、通学路の整備となっているが、具体的な場所と工事内容はどのようになっているのかということについては、立岩小学校区で２か所、飯塚小学校区で１か所、穂波東小学校区で１か所、飯塚鎮西小学校区で１か所及び伊岐須小学校区で４か所、以上９か所で実施予定であり、工事内容は、外側線の設置やグリーンベルトの設置、交差点の絞り込みによるゼブラ帯の設置といった工事を予定しているという答弁であります。

次に、諸費、空家等対策事業費については、空家等管理システム構築委託や空家等流通システム構築委託は、どのような委託先を考えているのかということについては、空家等管理システム構築委託は３部門に分け、３Ｄ都市モデル向け測量調査及び空家管理向け３Ｄ都市モデル開発の２部門は、都市計画コンサルを委託先とし、住宅査定システム開発部門は、不動産鑑定会社を委託先として考えている。また、空家等流通システム構築委託は、ブロックチェーンの技術を活用することから、ブロックチェーン技術開発企業を委託先として考えており、それぞれ提案公募方式により参画企業を選定する予定であるという答弁であります。

次に、児童福祉総務費、その他の児童福祉総務費について、非常勤の医師１名を配置するとのことだが、どこに配置し、どのような業務を想定しているのかということについては、子ども家庭総合支援拠点内に医師を配置し、会議等における医学的見地からのアドバイスや、同拠点内での乳児に係る相談に際し、保健師等が医師に助言を求めることなどを想定しているという答弁であります。

次に、医師は、週１回の勤務を予定しているとのことだが、年間予算を計上しているのか。また、この医師の配置は、継続して行うのかということについては、今回は、本年７月から翌年３月までの予算を計上し、今後も子ども家庭総合支援拠点の非常勤特別職として、継続して配置を行うという答弁であります。

次に、畜産業費、畜産業振興事業費について、自給飼料の生産性向上や面積拡大に対応した機械装置の導入に対し補助するということだが、どのように予算の組み立てを行ったのかということについては、本市では畜産業を営んでいる個人または法人等が２５軒あることから、全ての畜産農家２５軒に対し、要望調査を行い、そのうち３軒から希望があったため、予算計上を行ったという答弁であります。

次に、公園費、公園施設長寿命化事業費については、各所改修工事として計上されているのが、具体的にどのような遊具を改修するのかということについては、旌忠公園はブランコ、健康の森公園はアスレチック遊具及び芦原公園はスプリング遊具について、それぞれ改修工事を予定しているという答弁であります。

文化財保護費、嘉穂劇場保存整備事業費については、耐震診断調査委託料が計上されているが、どのようなスケジュールを考えているのか。また、その結果を受けての耐震補強工事はどのように考えているのかということについては、耐震診断調査の委託期間を１８か月程度と見込んでおり、今年度は地盤と建物の調査を行うこととしている。その結果、耐震に支障がある場合は、嘉穂劇場の文化的価値を損なわないような補強計画案を策定していくという答弁であります。

次に、嘉穂劇場は木造の建物だと思うが、どのくらいの震度に耐え得る耐震化を考えているのかということについては、現行の建築基準にのっとり、耐震強度は震度６強を目指して、耐震化を考えているという答弁であります。

次に、用地購入費が計上されてあるが、地権者と交渉は行っているのかということについては、地権者とは何度か交渉を行っており、その中で具体的な金額の提示は行っていないが、現状有姿での売買では、建物の解体費用を差し引いた金額となることなどの説明をしているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第５７号　飯塚市税条例等の一部を改正する条例」及び「議案第６２号　財産の取得(消防ポンプ自動車)」、以上２件については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第６８号　令和４年度 飯塚市一般会計補正予算（第３号）」については、執行部から、補正予算書等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、児童福祉総務費、新型コロナウイルス感染症対策事業費は、子育て世帯を応援するため、市内登録店舗で使用できる応援券を発行するとのことだが、この対象者に対して、所得制限は設けているのかということについては、今回の応援券については、所得制限は設けていないという答弁であります。

次に、児童措置費、新型コロナウイルス感染症対策事業費、福祉サービス事業所等燃料費等高騰対策支援事業費については、高騰する燃料費等の負担を軽減し、福祉サービス事業所等を支援するに当たり、「燃料費及び光熱水費の年間決算額」で支援金額が決まるということだが、どのように申請するのかということについては、令和３年度の年間決算額を基準にしたいと考えているが、法人によっては、決算時期も異なるので直近の決算額などで申請していただきたいと考えているという答弁であります。

次に、高齢者福祉費、新型コロナウイルス感染症対策費、高齢者デジタルコミュニケーション支援事業については、本市でどのくらいの高齢者がスマートフォンを所有していないと想定し、予算を計上したのかということについては、本市の６５歳以上の人口約４万人に、総務省の通信利用動向調査における６５歳以上のスマートフォン保有率４６．４％を乗じると、約２万１千人となる。このうち１千人分の予算計上を行い、スマートフォン保有率５０％を目標に掲げ、高齢者のコミュニケーション拡充を支援したいと考えているという答弁であります。

次に、本支援事業において、モバイル端末機器が購入できる店舗の指定や、補助金の申請はどのように行うのかということについては、モバイル端末機器のみを取り扱う店舗は指定せず、機器を購入後に使い方などのアフターサービスを実施できる店舗を指定する。また、補助金の申請は、本人の委任を受けた上で、購入した店舗が代行し、手続していただくという答弁であります。

次に、機器を購入後に、デジタルツール活用教室に参加するようになっているが、どのような内容なのかということについては、購入した店舗で、スマートフォンの使い方、メールアプリケーションのダウンロード、本市のＳＮＳの登録と活用法及び福岡県が実施している防災メールまもるくんの登録と活用法など、高齢者に分かりやすく教えていただき、その後も様々な問合せに対応していただくものであるという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（秀村長利）

総務委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。私は、ただいまの総務委員長報告のうち、「議案第５６号　令和４年度 飯塚市一般会計補正予算（第２号）」並びに追加議案「議案第６８号　令和４年度 飯塚市一般会計補正予算（第３号）」について、賛成の立場からですが、幾つか指摘して、討論を行います。

まず、市民の暮らしの深刻さについてであります。私は既に３月定例会において、自公政権の新自由主義を礼賛する長きにわたるかじ取りによって、格差社会は深刻化を続け、経済は低迷し、国民の所得は厳しくなる中で、消費税が１０％に引き上げられ、社会保障はさらに削減されています。こうして深刻になった国民の暮らしに、新型コロナウイルス危機が追い打ちをかけています。命と暮らしを守ること、気候危機を打開すること、ジェンダー平等を追求すること、そして、戦争はしないと決意した日本国憲法第９条を大切にすることは極めて重要な課題となっていますと指摘していました。

片峯市長は、６月定例会になって、収入の低い貧困層が多い中で、物価高がこのまま進めば格差の問題がある中で、子育て世代への影響が大きくなるとの認識を示し、少しでも何か支援をする必要があるのではないかということで、６月議会に補正予算を追加提出する、議会からも、提案をいただきたいと発言したわけであります、６月１６日です。物価高騰を受けて、４月２６日、ようやく出された国の臨時交付金は、規模は極めて小さいわけですが、飯塚市は５億２千万円程度が見込まれました。こうした中で出された片峯市長の追加補正は、子育て世帯応援券、子ども１人当たり３万円は歓迎するものの、そのほかには見るべきものはあまりなく、極めて弱々しいものであります。なお、子育て世帯応援券を、福祉事務所の組織的判断により収入認定しないというのは当然であります。市民の声と飯塚市議会の論戦が国政へも反映したものであり、歓迎です。この際、２年前、生活保護世帯を差別的に対応した措置については、遡って是正するべきだと考えるわけです。

次に、市政の状況についてであります。私は、３月定例会では、本市は現在、相当の無駄遣いがある中でも、住民と市職員の犠牲の上に、財政調整基金や減債基金の過去最高水準のため込み金を積み上げ続けています。現時点では、市の借金である市債及び借金返しの公債費は、大きく増える状況とは言えず、毎年、予算規模の５％規模の使い残し、不用額を出し、住民福祉を犠牲にしてプライマリーバランスをとる状況ではないことも明らかになりました。片峯市長は既に財政危機非常事態宣言を出したときの状況にはないことを認めましたと指摘しました。

６月議会では、私は、まず国に責任を果たすように求めることが重要ですが、飯塚市としてしっかりした財源が確保できる認識を市長が持っていることは、議会答弁からも伺えます。もちろん、飯塚市の不要不急の大型箱物事業の無駄をチェックすることは重要なポイントですと、踏み込みました。市民の暮らしを応援する財源を、アベノミクスで格差を拡大した国に要求するのは当然ですが、飯塚市は市民をしっかり支えるのに必要な財政出動ができる状況にあります。

日本共産党の暮らしアッププランの提案は、新型コロナ対策という視点からスタートして、３年連続のものであります。ごみ袋の値下げは進みました。この提案について片峯市長は、大事な提案だと思うが、財源を含めてよく検討するという態度を続けてまいりました。先ほど紹介しましたように、市長が決意すれば、財源は確保できる状況に現在あります。市民の暮らしを応援するための日本共産党の５つの提案については、それを実現するのに必要な財政出動は３月段階で７億３千万円、予算規模の０．９％であります。そのうち、学校給食費の無償化については、片峯市長が３月定例会で、それを学校給食法が妨げるものではなく、市長の決断による、教育委員会とも話し合うことになると答弁したのは、重要でした。

私の提案について、それぞれの担当部長は、６月定例会で私の一般質問に対し、まだまともに検討していないというような、木で鼻をくくるような答弁でしたが、その後の一般会計補正予算の議案質疑で片峯市長は、今年４月初め、各部長に集まってもらい、少子高齢化対策の視点から、予算に表れる対策を取ろうと協議したとのことであります。さらに市長は、補正予算の追加提案に関する議案質疑に対して、学校給食の無償化、水道料の値下げも検討したが、恒常的な財源が見つからないために見送ったというような答弁を行いました。

私は、この際、先ほどから述べております５つの提案を充実し、学校給食費の半額助成は無償化に強化するとともに、水道料については、元の水準に値下げすることを提案します。市長の真剣な検討と、その実現を求めて、私の討論を終わります。

○議長（秀村長利）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第５６号　令和４年度 飯塚市一般会計補正予算（第２号）」、「議案第５７号　飯塚市税条例等の一部を改正する条例」、「議案第６２号　財産の取得（消防ポンプ自動車）」及び「議案第６８号　令和４年度 飯塚市一般会計補正予算（第３号）」、以上４件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案４件は、いずれも原案可決されました。

「福祉文教委員長の報告」を求めます。２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

福祉文教委員会に付託を受けました議案１件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第６５号　専決処分の承認（令和４年度 飯塚市一般会計補正予算（第１号））」については、執行部から補正予算書等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、この議案は専決処分ではなく、５月の臨時議会に提案することができたのではないかということについては、国からの正式な通知を５月２６日に受領しており、臨時議会には間に合わなかった。また、６月定例会への提案では６月中の支給に間に合わないことから、専決処分としたという答弁であります。

この答弁を受け、他の自治体では同時期の臨時議会で議決しているところもあることから、安易に専決処分とせず、議会に諮るべきであるという意見が出されました。

次に、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業の政策的効果はどのように考えているのかということについては、コロナ禍での生活困窮世帯への経済的支援と、３か月にわたる求職活動に関する支援による就職実現の後押し、また、求職による生活再建が難しい場合に生活保護制度を案内することで、生活再建の選択肢が広がるなどの効果があるという答弁であります。

次に、生活に困窮している市民に対し、この事業の周知はどのように行っているのかということについては、本市ホームページへの掲載とともに、本事業の対象者が総合支援資金等貸付金を受給していた方であることから、その申請窓口である社会福祉協議会で案内を行っている。また、プッシュ型案内として申請対象者全員に本事業の案内を郵送しており、情報は行き渡っているものと考えているという答弁であります。

次に、生活困窮者自立支援金申請受付等業務委託料についてはどのような業務委託を行うのかということについては、申請時の受付業務、受給者の生活自立支援相談室における求職状況の確認と求職に関する支援業務の委託を行うという答弁であります。

次に、低所得子育て世帯生活支援特別給付金事業の政策的効果はどのように考えているのかということについては、対象世帯である児童扶養手当受給世帯は、生活が厳しく、失業や収入減少の中で子育てを行っている世帯が多いと考えられることから、申請なしで給付が受けられるプッシュ型の本事業は一定の効果があるものと考えているという答弁であります。

次に、児童手当システム改造委託料についてはどのような業務委託を行うのかということについては、既存の児童手当関係のシステムに、低所得子育て世帯生活支援特別給付金の対象者を抽出する機能や給付実績などを管理する機能等を追加するシステム改造委託を行うという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、承認すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（秀村長利）

福祉文教委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第６５号　専決処分の承認（令和４年度 飯塚市一般会計補正予算（第１号））」の委員長報告は、承認であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、承認されました。

「協働環境委員長の報告」を求めます。４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

協働環境委員会に付託を受けました議案２件及び議員提出議案１件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第５８号　飯塚市総合体育館条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

まず、本会議において審査要望のありました新総合体育館の設置目的は何かということについては、第２条のとおり、市民のスポーツ振興、健康増進及び活力ある地域づくりに寄与することを目的としており、一般のスポーツでの利用、スポーツ大会の開催のほかに、フレイル予防事業などの健康づくり事業や地域のイベント、また講演会としての利用も想定しているという答弁であります。

次に、新総合体育館の概要はどういったものなのかということについては、メインアリーナ、多目的ホール、多目的室、弓道場及びトレーニング室の運動を行う施設、また、会議室や控室等の施設を有しており、体育館の敷地内に約４５０台が駐車可能であるという答弁であります。

次に、指定管理者制度の導入を予定しているのか、また導入するのであれば、その目的は何かということについては、指定管理制度の導入を予定しており、民間事業者として蓄積したノウハウを生かすことで、市民サービスの向上につなげることや、自主事業による収益、柔軟な雇用確保による経費削減を目的としているという答弁であります。

次に、指定管理者制度の指定の範囲はどのように考えているのかということについては、「市民公園体育施設」として、新体育館、市民公園内のテニスコート及び運動広場を併せた指定を考えているという答弁であります。

次に、指定管理者制度の導入に向けた今後のスケジュールをどう考えているのかということについては、本条例が成立後、指定管理者選定のための作業を行い、１２月議会に指定管理者の指定について議案を上程したいと考えているという答弁であります。

次に、使用料設定の基本的な考え方をどのように考えているのかということについては、年間の想定ランニングコスト、開館時間、床面積及び受益者負担の割合を計算し、利用面積に応じて使用料を算出しており、現在の飯塚第１体育館と比較して大きな負担増とならないようにしているという答弁であります。

次に、現在の飯塚第１体育館と比較した場合、使用料での相違点は何かということについては、現在の飯塚第１体育館ではバスケットコート２面に対し、新体育館では３面利用することができ、観覧席周りにランニングコースを設定しているため、専用使用した場合には、使用料が増加しているという答弁であります。

次に、会員料金とはどのような設定になっているのかということについては、個人が一部施設を繰り返し利用してもらうために、１か月単位の会員料金を設定して、会員券を発行し、施設利用に際して会員券を提示してもらうという答弁であります。

次に、施設予約や使用方法に今までと違いがあるのかということについては、施設予約や使用方法に特に違いはないという答弁であります。

次に、臨時売店とは、どのようなものを想定しているのかということについては、館内に常設の売店等のスペースがないため、各種大会やイベント開催時に管理者が指定するエリアにおいてのみ、臨時的な売店設置を想定している。また館外の臨時売店については、キッチンカーでの出店を想定しているという答弁であります。

次に、定期的な休館日が設定されていないが、施設のメンテナンスや従事者への配慮をどのように考えているのかということについては、施設のメンテナンスを業者に委託することを考えており、利用者に影響がないよう配慮したいと考えている。また、従事者については、指定管理者の募集要項にも定めるが、労働基準法や労働関連法令の規定を遵守するものとしており、必要な勤務体制を確保できるように考えているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第６１号　財産の取得（移動式観覧席）」については、執行部から議案書並びに補足資料に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、観覧席には固定式と移動式があるようだが、今回取得する観覧席は移動式のものになるのかということについては、今回は移動式のものであり、固定式は既に建築工事のほうで発注しているという答弁であります。

次に、１３者中１０者が入札を辞退し、そのうちの４者は納期が間に合わないという理由のようだが、発注時期に問題がなかったのかということについては、一般的には６か月で納入可能ということを確認していたが、昨今の社会情勢等により９か月程度必要であると報告を受け、納期を確保した上で今回入札を行っており、問題はないと判断しているという答弁であります。

次に、当初の建設工事で移動式観覧席を含めていた場合には、適切な規模の事業者と契約することで施設の完成が担保されるが、今回は物品として取り扱っている。今回の発注の際に、事業者の規模等、何らかの制限をすることは考えなかったのかということについては、物品については、特に資格などの法的な縛りというものはなく、入札参加資格審査申請の参加資格に該当していれば参加が可能である。また、仕様書において、保証期間等を記載していることから、納入業者はそれを踏まえて納入を行うものと考えているという答弁であります。

次に、建設工事に含めるのではなく、備品として取り扱うことによる利点は何かあるのかということについては、最初の設計段階では全体の統一感を求めたため工事の中で発注を考えたが、全ての項目を見直す中で、本移動式観覧席は、そもそも備品として取り扱うものだと判断したものであり、利点ということは考えていないという答弁であります。

次に、当初建設工事の中で予定していた観覧席と同じ製品を指定して仕様書を作成したのかということについては、参考にした製品はあるが、製品指定は行わず、当初建設工事で予定していたメーカー以外でも構わないという内容の仕様書を作成したという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議員提出議案第２号　飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例」については、提出者から提出された「飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例　解説付き」等の資料提出並びに補足説明を受け、審査いたしました。

まず、提出者に対する質疑応答の主なものとして、本条例が施行されれば、森林法が適用される区域に太陽光発電施設を設置する場合は、県知事及び市長の許可が必要となるのかということについては、森林法が適用される区域は、県知事の許可が必要であり、本条例においても市長の許可が必要となるという答弁であります。

次に、本条例は他の法令に照らして問題はないのかということについては、本条例の目的は、太陽光発電事業と地域との共生を図り、地域住民等の安全な生活と本市の環境の保全に寄与するものであり、他の法令とは目的が異なるため問題はないという答弁であります。

次に、地域との共生を図り、地域住民等の安全な生活と本市の環境の保全に寄与するということであれば、埋立てや盛土に関する規制を組み入れることは、考えなかったのかということについては、提出者間の協議の中で、盛土に関する規制について話はあったが、規制には技術的な部分もあり、ハードルが高いという判断や、まずは、メガソーラー開発で支障が出ている白旗山や、第２の白旗山ができることを防ぐことに注力したいという考えから本条例に組み入れていない。また、盛土に関しては、国のほうで盛土規制法案が審議されているため、ある一定の進展があると考えているという答弁であります。

次に、第７条「禁止区域」及び第８条「区域の指定」において、禁止区域として第８条第３号にある土砂災害特別警戒区域は、要件を満たすことができれば、太陽光発電施設の設置が可能だと思うが、このことについてはどのように考えているのかということについては、第７条第２項のただし書きにおいて、「事業区域及びその周辺地域の状況等により明らかに支障がないと市長が判断した場合は、その限りでない」としているという答弁であります。

次に、第８条第１号の地すべり等防止法や、同条第２号の急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律で、太陽光発電施設の設置の許可が下りているにもかかわらず、本条例においても許可が必要となることに問題はないのかということについては、大阪モデルのひな形の第７条及び第８条は、本条例と全く同様であることから、問題はないと考えているという答弁であります。

次に、第８条第４号及び第５号において、「規則で定める区域」となっているが、規則でどのような区域を定めるように考えているのかということについては、神戸市のマニュアル等に、例えば線路から何メートル必要ということなど技術的な見解があることから、市長サイドで区域を定めてもらいたいという答弁であります。

次に、国は、太陽光発電等の再生可能エネルギーを活用していこうという動きがあるが、提出者はどのように考えているのかということについては、再生可能エネルギーの活用は必要である。そのため「太陽光発電事業と地域との共生」という形で、太陽光発電施設が起因する事故や、太陽光パネルが放置された場合を担保するため、本条例を制定する必要があると考えているという答弁であります。

次に、本条例が施行されれば、規則で運用される部分が多いが、規則の作成はどのように考えているのかということについては、本条例を作成する際に参考にした神戸市の規則や、市町村向けに大阪府が作成したひな形もあることから、既に施行されている他の自治体の規則等も参考に、執行部において作成していただきたいという答弁であります。

次に、提出者と執行部、双方に対する質疑応答の主なものとして、本条例と「飯塚市自然環境保全条例」は、どのような違いがあるのかということについては、提出者からは、飯塚市自然環境保全条例は、森林を開発する事業や岩石及び砂利を採取する事業など、生活環境に影響を及ぼすおそれがあると市長が認める事業に対し、本条例は太陽光発電事業に関してのみの条例であるという答弁であります。

執行部からは、本条例は、太陽光発電事業に特化した条例であるが、飯塚市自然環境保全条例には、周辺関係者への説明、報告、立入検査、指導、助言、勧告及び公表などがあり、本条例と重複する部分が見受けられるという答弁であります。

この答弁を受け、２つの条例は同じような部分が多岐にわたっている。どの部分が同じで、どの部分が違うのか、もう一度精査し、整理してもらいたいとの意見が出されました。

次に、執行部に対する質疑応答の主なものとして、第８条第３号の土砂災害特別警戒区域が禁止区域の指定となっているが、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の要件を満たすことができれば、太陽光発電施設の設置が可能なのかということについては、同法律の要件を満たすことができれば、設置の許可が下りるというふうに認識しているという答弁であります。

次に、執行部と提出者の間で事前に何度か協議があったということだが、その際にどのような返答をしたのかということについては、国のほうで自然エネルギーの普及促進のための法整備等を行っており、流動的でいろいろ変化している中で、行政としては、本条例に対して、ほかの法令との整合性等を見ながら検証・研究していきたいという話をしたという答弁であります。

次に、本条例案は、市として法的に問題はないと考えているのかということについては、大阪府のひな形や神戸市の条例を参考していることから、参考にした他自治体の情報収集を行いながら、本条例の内容を精査している。また、経済産業省のＦＩＴ法も新たな法整備が行われていることから、関係法令についても研究している状況であるという答弁であります。

この答弁を受け、できるだけ早く精査を完了してほしいという意見や、太陽光発電施設の廃棄費用を積み立てる制度、災害に備え火災保険や地震保険に加入する制度及び第７条及び第８条に係る禁止区域の取扱いなどについても、十分検討してほしいとの意見が出されました。

次に、前回の閉会中の委員会で４月からの新たな法整備の動向を見ているとの答弁があったが、現在の動向はどのような状況かということについては、新たな制度改正による動きがあっているが、まだ詳細を把握できる状況ではなく、関係省庁のホームページ等で確認をしているが、いつ詳細が分かるのかは不明であるという答弁であります。

次に、前回の閉会中の委員会で、飯塚市自然環境保全条例と本条例で異なっているところについて、精査し、整理してもらいたいとの意見が出されたが、現在の状況はどうなっているのかということについては、慎重に精査を行っている段階であり、現在提出できる状況ではないが、次回の委員会までには提出したいと考えているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、引き続き慎重に審査していく必要があるということで、継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（秀村長利）

協働環境委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　協働環境委員会の様子はＹｏｕＴｕｂｅで見ました。明らかに、議案に対して反対の立場からの質疑が続いているのに、全員一致で可決というのはどういう事情か、お尋ねします。

○議長（秀村長利）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　今の川上議員の質問に対して答えることはできますが、答える必要があるかどうか、議長にお尋ねします。

○議長（秀村長利）

　暫時休憩いたします。

午前１０時４３分　休憩

午前１０時４４分　再開

○議長（秀村長利）

　本会議を再開いたします。４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　今の川上議員の質問ですけれども、主観的な考えで採決を行ったものではなく、客観的に各個々人の意見が尊重されるべきだというふうに思いますけれども、その内容である討論等がなかったので、今回の採決方法になりました。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　あなたが委員長で、複数の議員がこの「財産の取得（移動式観覧席）」の購入について明らかに反対の立場から質問しているではないですか。なのに、異議ありませんかという議事運営はおかしくなかったのですか。採決をきちんととって、賛成の方は手を挙げてくださいと、委員長は言うべきではなかったのですか。なぜそこで、異議ありませんかで簡易で可決していくのですか。おかしくないですか、委員長。

○議長（秀村長利）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　先ほども応対しましたように、主観的な考えではなく、客観的に討論の場、それから皆さんに異議なしかどうかというのも諮っておりますので、採決の方法については問題ないというふうに考えています。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　そこにおられた議員が反対の立場なのに、異議ありませんかと聞かれて、異議ありと言わなかった問題はあるかもしれません。しかし、今後のこととして、その議員さんたちは今日、本会議では反対の立場をとると思うんだけれど、今後の委員会の議事の運営について―――。

○議長（秀村長利）

　指摘でとどめていただけますか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　ちょっと議運でも諮ってもらって、検討したほうがいいのではないですか。

○議長（秀村長利）

　指摘でとどめてもらっていいですか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　そうしましょう。

○議長（秀村長利）

　ほかに質疑はありませんか。１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　ただいまの協働環境委員長の報告のうち、「議案第６１号　財産の取得（移動式観覧席）」についてお伺いいたします。この発注方法などについて、過去の答弁との整合性に関しての質疑が行われたのでしょうか。もし行われていれば、その内容をご紹介いただきたいと思います。

○議長（秀村長利）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　正確な答弁を期すために、事務局に確認をしたいと思いますので、暫時休憩をお願いします。

○議長（秀村長利）

　暫時休憩いたします。

午前１０時４７分　休憩

午前１１時００分　再開

○議長（秀村長利）

　本会議を再開いたします。４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　先ほどの上野議員の発注方法などの整合性に関する質問はあったのかという質疑についてですが、そのような質問はあっておりません。

○議長（秀村長利）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　「議案第６１号　財産の取得（移動式観覧席）」に関して、反対の立場で討論いたします。

私は、この議案について、協働環境委員会の中で、指名競争入札に応札した３者の登記簿謄本、飯塚市との取引実績書など多くの資料要求をさせていただき、質問させていただきました。委員会では、私自身、機を逃してしまい、討論の機会を失ってしまい、簡易表決となりました。その後、再度しっかりとたくさんの資料を読み返し、ほかの議員と、また執行部とのやり取りを読み返し、その結果、反対することとしました。

理由は、今回の移動式観覧席入札の透明性と公平性を市民の方々に説明がつかないということです。そもそも、移動式観覧席を工事ではなく、物品として取り扱うことを協議した記録が全くないとのことで、経過が不明瞭です。

次に、物品の指名競争入札から落札までの経緯が、市民の方には説明がつきません。執行部の説明では、競争入札の参加資格要件を満たしていれば入札は可能だということでしたが、本当にそれでいいのか、疑問が残ります。入札に１３者指名し、１０者が辞退されており、理由は、６者が取扱いがなく、４者が納期に間に合わないとされていました。２者が見積りをしたと本会議で答弁されていたので、その２者について尋ねたところ、会社名、見積り金額は非公表ということです。競争性が担保されたのかも疑問が残りました。残りの応札された３者は、競争入札参加資格審査申請で提出する実績調書が提出されていなかったり、また、地方自治法や民法上、入札参加資格には問題がないというところもありました。そして、落札されたのはグッドイナフでした。グッドイナフの納入実績に関して調べさせていただきますと、２７７万２１１０円が全ての合計金額という会社でした。やはり競争入札の参加資格要件さえ満たしていれば、７８４３万円の契約を結ぶ相手として契約ができてしまう。１３者中１０者が辞退し、残りの３者が応札、さらに落札した１者の状況は、とても市民の方に説明できる状況とは考えられません。

入札は、参加資格だけではなく、市として倫理の面からも納得できる内容にする必要があると考え、熟慮した結果、「議案第６１号」に関しては反対といたします。

○議長（秀村長利）

　ほかに討論はありませんか。１０番　深町善文議員。

○１０番（深町善文）

　私は、「議案第６１号　財産の取得（移動式観覧席）」に反対の立場から討論します。

この議案は、現在建設中の飯塚市総合体育館の中に整備する移動式観覧席の取得に関するものですが、先日開催されました協働環境委員会における質疑において明らかになった仕様に関する点について疑義が生じたことが反対の理由です。

まずはその規格についてです。非常に細かい条件が設定されており、それがゆえに、この条件をクリアして納品できるメーカーがほとんどなかったということになると思います。それが実情で、実際には違うメーカー２者で検討するのが大体の相場だと思うのですけれど、今まで第１期工事で入れていたという経緯から、非常に細かい、そのメーカーの細かい仕様に対する仕様書で入札が行われたということになっております。もうこの１者以外は考えられないというような状況の中で応募された入札だと思います。であれば、この状態に第１期工事から納入された実績のあるメーカーがやはり有利になってきます。これは、我々も商売をやっているので分かるんですけれど、メーカーは実績のあるところを優先します。ですから、それにおいて、その仕様において入札を断行すれば、大体メーカーが、後は断ってくるというのが現状であります。そのようなことで、なぜこのような厳格な入札条件をつくったのかという疑問が１点あります。それが１点目の理由です。

２点目として思われるのは、委員会において、仕様書を作成したのが、本体の入札工事がなかなか成立しない過程においてだったかもしれませんが、今回の財産の取得という単独の入札業務という観点から見て、その公平さに欠けている点があると思います。私は今、総務委員会にいるのですが、入札制度を今、我々は検討しております。飯塚市民の方から入札が公平で正確なものであるのかという疑問が、私の知り合いからも聞くことがたくさんあります。そのために、総務委員会も入札制度というのを検討している中であります。このような３者による、言葉は悪いんですけれど、出来レースみたいな入札では、決して市民は納得することができないというふうに思います。

私は、そういう観点からこの入札に、「議案第６１号」に反対の立場で討論いたしました。どうぞよろしくお願いします。

○議長（秀村長利）

　ほかに討論はありませんか。２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　私は、「議案第６１号」に賛成の立場から討論いたします。

現在、新体育館が建設されており、完成すれば本市のスポーツ振興に寄与する拠点施設となります。今回提案されている移動式観覧席は、設計の段階で予定されていたとのことであり、今後、全国大会の誘致や開催に当たり、新体育館に必要な物品と考えます。

委員会の審査の過程において、仕様書の内容は製品を指定したものではないこと、入札行為において、市の事務に瑕疵がなく適正に行われていること、そして辞退理由についても一般的な理由であること。確かに委員会でのやり取りはありましたが、不正が認められるような答弁は引き出されていないと認識しています。

そのため、今回の入札を否決する理由は全くないものと考えるものです。以上で私の賛成討論を終わります。

（傍聴席で発言する者あり）

○議長（秀村長利）

　傍聴の方はご静粛に願います。ほかに討論はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　私は、ただいまの協働環境委員長報告にありました「議案第５８号」並びに「議案第６１号」の新体育館関連２議案に反対の立場から討論を行います。

まず、「飯塚市総合体育館条例」案についてです。条例案そのものは第１８条まであり、附則が４まであります。提案理由は、本会議場において、新体育館の整備に伴い、施設に関する趣旨、設置及び使用料等について規定するためと読み上げられました。施設に関する趣旨は、第１条において、飯塚市都市公園条例第２８条の規定に基づき、飯塚市総合体育館の管理に関し必要な事項を定めるものとするとあります。都市公園条例第２８条を見ると、管理の特例として、健康の森公園の市民プール、多目的広場及び多目的施設並びに市民公園の体育施設の管理については、別に条例で定めるとありました。

次に、設置については、第２条に規定があります。市民のスポーツ振興、健康増進及び活力ある地域づくりに寄与することを目的としてと書いた上で、総合体育館を市民公園に設置するとしています。設置目的を第１に市民のスポーツ振興、第２に健康増進、第３に活力ある地域づくりと３つに整理しているわけです。

次に、使用料は第１０条に規定があります。第１項は、利用者は別表２に定める使用料、指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、別表第２に定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定める利用料金を市長または指定管理者に支払わなければならないとしています。第２項は、使用料は前納とする。第３項は、利用料金は指定管理者の収入として収受させるものとし、利用者は利用料金を指定管理者に支払わなくてはならないとしています。ここで、指定管理者について条例案を見ますと、第３条に指定管理者による管理が規定されています。第１項で、市長は、総合体育館の管理を指定管理者に行わせることができるとあり、第２項で指定管理者の業務が規定されています。その第１は、総合体育館の利用に関すること、第２は、総合体育館の施設の維持管理に関すること、そして第３が事業の運営に関し、市長が必要と認めることとなっているわけです。この３つです。

そもそも指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに経費の節減等を図ることを目的としています。言うまでもなく、市立体育館はほかの公共施設と並んで、地方自治の本旨である住民福祉の増進を図る上で最も重要な拠点の一つであります。その目的において、市民のスポーツ振興、健康の増進というのに、市民が親しんでいる陸上競技場を廃止し、都市公園としての清閑な空間を奪い、そして活力ある地域づくりとはどういうことなんでしょうか。

そもそも、各分野のスポーツ関係者の要望が十分に反映されなかった背景には、国の財政誘導を伴った一律的な統合・縮小があり、さらに市民のスポーツ振興よりは大規模なスポーツイベントを呼び込もうとする考え方があります。

その重大なことには、片峯市長が重視し、協調してきたはずの大規模災害発生時の広域避難所の機能に関することが、この条例案のどこにも書いていません。提案理由の説明にも一言もなかったのであります。災害対策の規定を目的に書き込まなかったのはなぜでしょうか。枝国の現体育館の大規模改修なら、１５億円で立派にやれるという選択肢を飯塚市が持ちながら、移転新築を選んだために、とうとう予定額の１０億円オーバー、５７億円にまで膨れ上がった莫大なお金をかけてしまったわけです。

市長は、住民福祉の増進を図る拠点として、市民の声を柔軟に反映しながら、しっかり管理運営を図る責任があります。指定管理者に任せてしまえば、その指定管理者の利益追求と住民サービスとの矛盾が生じかねないのであります。体育施設であることを考えると、特に安全の確保が懸念されます。

それでは、この指定管理者はどのように選ばれるのでしょうか。多くの事業者が現在注目していると思います。その中で、飯塚市は既に選定作業のスケジュールを公表しました。市長が、希望する事業者を募り、申込みがあった中から、市長が任命するメンバーが、市民の目の届かないところで選ぶことになっています。一旦指定管理者になって、利益を得るようになれば、長年の間に様々な癒着も生まれかねず、市民のために市役所が責任を果たす自覚さえ弱まりかねません。飯塚市は、直営で仕事をする、市民のために責任を果たすという立場が貫かれていないのであります。

次に、「財産の取得（移動式観覧席）」についてです。皆さん、契約金額は７８４３万円です。観覧席１席当たり幾らと思いますか。１席当たり１５万円から１６万円です。どんな椅子なんでしょうか。耐用年限を本会議で聞きました。飯塚市としては、１５年以上というふうに注文するだけで、実際に出てくる椅子の耐用年限が何年か分かりませんというのが、飯塚市の答弁であります。１席当たり１５万円から１６万円なんですよ。どのくらいもつのか飯塚市は分かりませんと。誰の税金で仕事をしているのかという市民の声が聞こえてくるわけです。

調達が可能と思われる１３者を指名し、１０者が、先ほどから討論で出ておりますように、それぞれの理由を挙げて入札辞退となったようです。好んで辞退をしたのか、辞退せざるを得なかったのかは、この間の調査では分かりません。いずれにしても、３者の入札によって議案となった業者決定となっています。市の入札、見積結果及び経過表、インターネットで見ることができますけれども、入札は５月１４日で、応札は株式会社Ｓ・Ｙ、８千万円、グッドイナフ株式会社、７１３０万円、株式会社福岡ソフトウェアセンター、７２５０万円となっています。本会議の議案質疑において私が質問したわけですけれども、飯塚市小正２９８番地２３、プロスペリティＳＹの株式会社Ｓ・Ｙについて、市議会議員の関わる会社かと尋ねると―――。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員に申し上げます。個別業者に関する発言につきましては、企業活動の影響等にも十分配慮の上、発言を行っていただきますようお願いいたします。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　もう一回言おうか。これは公表事実です。株式会社Ｓ・Ｙについて、市議会議員の関わる会社かと尋ねると、市役所は、この議場の中で代表者の名前を紹介して答弁し、否定できませんでした。飯塚市新立岩４番４号、グッドイナフ株式会社については、従業員がいるのかなどをはじめ、事業実態と実績を確認したかを尋ねました。実態がおぼろげであることを私は指摘したわけであります。市役所の答弁によって、しっかりした把握はできていないこと、また答弁からは、やる気のなかったことも浮き彫りになりました。この会社の代表取締役は、市議会議員とゆかりの深い間柄であります。第３セクターの株式会社福岡ソフトウェアセンター―――。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員に申し上げます。議会における発言に際して、その真偽の定かでないものや主観、憶測での発言で個人名や法人名を発出することにつきましては、その結果において個人権利を著しく侵害するおそれがございます。また、地方自治法及び会議規則において、議員は品位の保持と尊重が求められ、その発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またその範囲を超えてはならないとされておりますので、このことをご理解の上、ご発言をお願いいたします。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　個人名と企業名は、公表事実に基づいて発言しています。第３セクターの株式会社福岡ソフトウェアセンターは、資本金１０億円です。前２者は４００万円、５００万円程度。実体も問われる状況があるわけですけれども、この福岡ソフトウェアセンターについては、発注者である片峯市長が副会長で、市幹部ＯＢが代表取締役です。唯一の代表権を持っているわけです。１３者のうち１０者が辞退する構図の下で、３者の間でどういう談合があったか、なかったか、移動式観覧席がどういうルートで、どこからどう調達されるか、しっかりしたチェックが必要です。市長は内部調査をきちんと行い、市民に納得がいく説明をするべきであります。

莫大な財政出動を伴う移転新築の判断、入札やり直しの繰り返しと工事中止、工事費の７億円の増大、全て片峯市長が決断したことであります。移動式観覧席の購入方式と入札、様々な不透明な事態が次々に起きています。今後さらに指定管理者の選定が続くわけです。そこで最後に、昨年の議長選挙における５００万円とポストのやり取りがあったと暴露があるような事態は―――。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員に申し上げます。議題からそれております。元に戻してください。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　曖昧にできず、議会は百条―――。

○議長（秀村長利）

　お願いいたします。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　調査によって、自浄能力を発揮するとともに、本来のチェック力を発揮することが、今ほど問われているときはないと強く訴えて、私の討論を終わります。

　（傍聴席で拍手する者あり）

○議長（秀村長利）

　ご静粛にお願いいたします。ほかに討論はありませんか。１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　「議案第６１号　財産の取得（移動式観覧席）」について、反対の立場で討論させていただきます。

今、川上議員もおっしゃっておりましたが、大体、今日傍聴に来られている皆さん、経緯は御存じでしょうか。鯰田に建設中の新総合体育館、ここに今、皆さんがお座りになっているような移動できる椅子、ひな壇になりますけれども、その椅子を取得して、新しい体育館に納入しようという案件です。契約はご紹介がありましたとおり５０４席でしたか、７８４３万円かかります。１席１５万５千円ですね。社長が座るくらいの値段の椅子です。

かいつまんで説明しますと、もともとは総合体育館、２年前に入札がありまして、業者さんが今現在建設中です。来春には出来上がる予定で、今、施工されておりますけれどね。そこに納品しようという品物なのですが、もともとこの品物は本体工事に入っていたんですよ、建築工事の中に。それがいつの間にか外されて、備品納入ということになりまして、今回、議案として上がってきました。２年後に上がってきたんですよ。この物品納入で、事務用品として入札をすると。事務用品の入札参加業者さんは先ほど紹介がありましたが、２９者おります。その２９者中１３者を飯塚市は指名しております。指名した理由は、２９者中１３者が事務用家具を扱っているという理由で１３者指名したんですね。１３者で先月５月に入札を行いました。その１３者中、先ほどありましたとおり１０者が辞退です。先ほどの説明のような理由で１０者辞退、３者は残りました。３者における入札があったということですね。

その３者を紹介します。これも公表されております。１者が株式会社Ｓ・Ｙ、資本金２千万円、代表取締役、坂平由美さん。もう一者が株式会社福岡ソフトウェアセンター、同じく代表取締役、髙倉　孝さん、３者目がグッドイナフ株式会社、代表取締役、原田拓郎さんですね。この３者で入札、応札されております。協働環境委員会のほうで、この３者の商業登記簿謄本と指名願の資料等を資料要求して、中身は私もこの土曜日、日曜日で見てきました。

１者目の株式会社Ｓ・Ｙさん、代表取締役、坂平由美さんですけれども、この会社、現職の議員と関係の深いという、川上議員もおっしゃっておりましたが、その点からも精査しました。発行株は４００株あります。その半数以上を現職の市議会議員さんがお持ちでございます。ということは、株式において、株券の半分以上を持っているということは、絶対的支配者は採決権を持っておりますので、実質上のオーナーということになります。法律上ですよ。その会社は―――。

○議長（秀村長利）

　１３番　小幡俊之議員に申し上げます。個別業者に関する発言につきましては、企業活動の影響等にも十分配慮の上、発言を行っていただきますようお願いいたします。１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　もう一者、福岡ソフトウェアセンター、代表取締役、髙倉　孝さん、市のＯＢ幹部ですね。元部長をされていた方が、今社長をなさっております。ここに取締役がおられますが、うちの市長も取締役に入っております。

もう一者がグッドイナフ、代表取締役、原田拓郎さん、資本金５００万円ですね。この会社は、指名願の中に取締役のほかに従業員さんが１名となっておりました。女性の事務員さんがおりました。今現在はおられません。ですから、社長１人という状況だと思います。問題は、１３者中１０者が辞退したんですよ。３者残ったんですよ。この３者に市議会議員とか、市長とか関連会社ばかりで３者で入札しているんですね。このようなことがあった入札が、私からすれば、公の入札ですよ、ちょっと疑義が生じたということで、これは反対せざるを得ないのではないかということです。先ほど申しましたとおり、やはり実質上のオーナーが違うような会社とか、福岡ソフトウェアセンターへ市長が発注しているんですよ。予算を知り得る立場の人が取締役にいるというようなところに発注すべきではないと思います。

このような観点から、今回は保留したいということで、反対の立場を表明いたします。

（傍聴席で発言する者あり）

○議長（秀村長利）

　私語は慎みください。暫時休憩いたします。

午前１１時３５分　休憩

午後　１時０３分　再開

○議長（秀村長利）

　本会議を再開いたします。

傍聴人に申し上げます。傍聴人は、議場における言論に対して拍手その他の方法により、議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛にお願いいたします。なお、議長の命令に従わないときは地方自治法第１３０条第１項の規定により退場を命じますから、念のために申し上げておきます。

ほかに討論はありませんか。２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　私は、先ほどの協働環境委員長報告の「議案第６１号」について、賛成の立場で討論をいたします。

私は、議案の審査に当たっては、我々議員は審査結果に基づき、またその責任により賛否を決定すべきものであり、私もそのことをしっかりと考えた上で賛成とするものであります。

なお、先ほど協働環境委員長の本議案の採決における取扱いが、あたかも不適切であるかのような発言がありましたが、委員長の運営は、委員会条例並びに会議規則に基づく正しい運用であり、本市議会ではこれまでも同様の運営において支障なく運用されてきております。委員長並びに本市議会の名誉のためにも、今回の委員会運営は適切に行われたものと私は考えております。そのことを申し述べて、私の賛成討論といたします。

○議長（秀村長利）

　ほかに討論はありませんか。２２番　松延隆俊議員。

○２２番（松延隆俊）

　私は、「議案第６１号　財産の取得（移動式観覧席）」につきまして、執行部に２点ほど問題点を指摘して、反対討論をさせていただきます。

まず１つは、発注についてでございます。この入札に対する発注は、随契でも公募でもありません。要するに指名でございます。指名競争入札であります。今回の指名は８千万円近い、そのような物品の納入についての発注でございます。指名ということは、発注者側がこれだけの金額について、あなたのところ、企業を信用しますから、どうぞ入札してくださいということだと、私は思っております。先ほどから討論の中で、入札参加資格申請についての許可があれば、誰でも入札できる、許可があれば入札に参加することはできますけれども、ただしかし、これだけの金額についての入札につきましては、経営状況、工事売上げの経歴、そしてまた実績について、十分執行部は配慮して発注すべきであったというふうに思います。配慮が欠けていたものと指摘をしたいと思います。

あと一つは、入札についてでございますが、この中で、指名から入札までの間、十数日間、この間に１３者中１０者が辞退をいたしております。先ほどから討論の中で、いろいろな理由等が述べられましたけれども、私はこの１３者中１０者が、これだけ多くの企業が辞退したということは、異常であるというふうに考えるべきであると思いまして、どうしてこういうふうになったのかと、当然執行部は考えられたと思いますけれども、これだけの辞退が出たことに対して、もう少し慎重に配慮して、そしてまたこの入札を延期するとか、何か方法を考えるべきだったと私は思っております。

よって、この２点につきまして指摘をし、反対させていただきます。

○議長（秀村長利）

　ほかに討論はありませんか。１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　私は、「議案第６１号　財産の取得（移動式観覧席）」に関し、反対の立場から討論いたします。

まず１点目、そもそもこの移動式観覧席について、物品で発注することの是非についてであります。この移動式観覧席は、もともと工事に含まれていたものであり、壁に固定されていないとはいえ、各メーカーに豊富に在庫があって、単に買ってくればよいものではありません。固定式観覧席と同一メーカーであると、委員会での市側の答弁がありましたが、そうであれば、工事請負契約に含めるほうが安くできることは容易に想像でき、別に単なる事務用品、事務用家具としての入札には違和感しかありません。もし工事の中に含めないのであれば、物品の購入ではなく、製造の請負契約とすべきだと考えます。

次に２点目、発注に至るまでの経緯が不自然であり、公平な入札が行われたとは言えないという点です。体育館の建築工事等を審議した令和２年５月２６日の協働環境委員会における吉松議員の、外構工事を外したり、また入れたりと、いろいろ変更されておりますけれども、そのような見直しの判断は、いつ、どのような会議で行ったんですかという質問に対し、建築課長は、１回目の見直しに関しましては、１月２３日に関係部課長会議で、建築工事の予算額の見直しではなく、外構工事や観覧席等椅子の工事を建築工事から除き、刊行物単価と実勢価格との差を是正することを協議し、１月２９日に業者選考委員会で決定いたしました。２回目の見直しは、３月９日の関係部課長会議で、外構工事や観覧席椅子を工事の中に戻すことを協議し、３月２７日の業者選考委員会で決定しておりますと答えられています。

また、同日の川上議員の２億円の増額に関しての質疑に対し、市長は、この２億円の増額につきましては、先ほど建築課長が説明しましたとおり、１回目から２回目の入札のときに外していた分を、２回目から３回目のときに、外構工事それから可動式の椅子の工事等を含め、さらには労務単価や資材単価の実勢価格を調査する中でどうかということでの総額で、約２億円でございました。その辺の説明は聞きました。現状を考えたときに、その工事を中に含めなければ、本市として予定している期日までの完成も難しいというような説明も併せて聞きましたので、この２億円の増額をし、発注するということについて、承認したところでございますと答えられています。一連の答弁を考えると、今回入札された移動式観覧席を含めて元に戻したと考えるのが普通ですし、総務委員会でもそのように報告されたとお聞きしています。

また、同日の吉松議員のコロナウイルス対策ということで、財政調整基金も取り崩すというような大きな財政出動がなされているときに、市民の優先順位という感覚からすれば、整備事業を延期するという選択肢もあるのではないですかという質疑に対し、健幸・スポーツ課長は、新体育館の建設に当たりましては、有利な財源を確保できていることから、事業を延期せずに工事を進めております。公共施設等適正管理推進事業債の活用できる期限は令和３年度末までとなっております。令和２年度、３年度事業の出来高については、起債の対象となりますが、令和４年度の分については、対象となりません。社会資本整備総合交付金の交付については、これまでも県、国に問合せを行っておりますが、令和４年度まで工期が延びた場合について、都市再生整備事業は、年度ごとに請求を行う事業であるため、令和２年度事業までは交付されますが、その後については答えられないとの回答でございましたと答えており、この答弁からは、公共施設等適正管理推進事業債を考えても、今回の移動式観覧席の発注は、早期になされるべきであったのに、対象となるか不明な今年度まで遅らせたことは不自然であります。

また、協働環境委員会において、城丸議員も質疑をされていましたが、令和２年５月の段階で既にこの移動式観覧席を発注することを決めているのだったら、その段階で発注できたはずです。それなのに、工事が進んだ今年５月の入札にしたことで、納期が守れないおそれがあるといった理由などで、１３者の指名競争入札のうち１０者が辞退することとなっています。また、市は、特定のメーカーの製品を前提としているが、この製品にとの指定はしていないと言いますが、仕様書には、鋼材、部品として使う材料の指定やサイズ、重量などについて、非常に細かな指定があります。建築関係の方に、この仕様書をお示ししてお聞きしましたが、この点を考慮すると、事実上、１者の製品にならざるを得ないという話でありました。実際、この点について、鋼材の指定を外していただきたい、重量の指定を緩和していただきたいという業者側からの質問、要望に対し、市側の回答は、できないとなっています。特定のメーカーとしていないのであれば、重量については、上限を示すだけで済みます。鋼材について指定する必要はありません。３千席の観覧席を確保するために必要な席数、例えば、５００席以上の席数と、また倉庫の大きさ、そして、床がどれだけの重さに耐えられるかだけを指定すればいいのに、これだけ細かい仕様書を書けば、１者の製品となり、競争性は制限されます。

また、永末議員の質疑にもありましたが、工事の設計協議の中で、この移動式観覧席の仕様は決まっています。そして、その仕様書は、工事に参加した業者は、入手可能となっています。つまり、一部の業者がこの仕様書を知り得る立場にあり、情報の入手という点で差が出たことが容易に考えられ、入札の公平性に疑問が生じています。

また、今年度に入って、市は指名業者２者より見積りを取ったと言われましたが、どこの会社からかという質疑に対し、非公開であり、答えられないとしています。入札の経緯を考えると、この見積りを行った業者２者は、入札を辞退した１０者であるはずがなく、応札をした３者のうち２者と考えざるを得ません。しかし、通常見積りを取る場合には、今まで取引実績のある実績の十分な会社より見積りを取られます。委員会に提出された資料を見ると、落札したグッドイナフの実績は、軽中量ボルトレスラックほか２１件で１９２万５千円。その他、児童生徒用タブレット端末の納入や修理、コピー用紙やファイル等の納入を併せて、総額で２７７万円しかありません。また、同じく辞退していないＳ・Ｙ社と市との取引実績はゼロであります。もう１者の福岡ソフトウェアセンターは、市との取引実績は７２００万円強と十分かのように思いますが、児童生徒用タブレット端末やノートパソコンの納入と公衆無線ＬＡＮ整備となっており、今回の体育館の移動式観覧席に類似した実績はありません。見積りを取った業者が有利になることは容易に想像ができますが、見積りを取る作業自体に、さきに示したように実績が非常に乏しい、もしくは実績がない事業者から見積りを取ることは非常に不自然であり、この点からも入札の公平性に疑問を持たざるを得ません。

最後に３点目、この契約を進めることの妥当性であります。落札した会社が飯塚市と取引した実績は、先ほど示したように昨年度から累計３００万円弱だけです。工事の際には、受注実績などを含め、ランクがあり、入札に参加できる要件が決まります。市は物品にはそういった制度はないと言いますが、今回受注した会社の体制を見ても、取締役が２名に社員が１名だけ。技術職がいるとも思えません。今後の維持管理に関しての責任等を考えると、７８４３円と多額の案件を任せるには不適当と考えます。また、この会社以外に入札に参加したあと２者のうち、福岡ソフトウェアセンターは、先ほど言いましたように７千万円強の実績がありますが、飯塚市と福岡県が出資している会社で、その設立の趣旨を考えると、市内の民間企業と物品納入契約を競うのは問題がありますし、残る１者は、飯塚市との取引実績ゼロ円です。そのことを考え合わせると、契約として妥当ではないと考えます。

以上の、そもそも物品で発注することの是非、発注に至るまでの経緯が不自然であり、公平な入札が行われたとは言えないという点、また、落札した会社を含め、応札した３者は、同種もしくは類似の物品納入の実績に乏しく、実績や契約相手として不適当と考えること。以上、大きく３点から、この契約には反対といたします。

最後に、今回の入札について法的には問題がないと市側の主張があります。しかし、私たち議会が、契約の締結等について議決を行う際には、法的に問題がないだけでなく、その経緯や公平性についても、妥当であるかどうかを判断しなくてはなりません。私たち議会は、市民や事業者に、この契約は問題がないと自信を持って言えるのでしょうか。協働環境委員会で全会一致となってしまったことは、同僚議員もミスしたと認めています。議員の皆様には、その点も再度ご検討いただき、一旦この議案についてはストップしていただきたいとお願いし、私の討論といたします。

○議長（秀村長利）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第５８号　飯塚市総合体育館条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第６１号　財産の取得（移動式観覧席）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

　「議員提出議案第２号　飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例」の委員長報告は、継続審査であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、継続審査とすることに決定いたしました。

「経済建設委員長の報告」を求めます。１７番　福永隆一議員。

○１７番（福永隆一）

経済建設委員会に付託を受けました議案６件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第５９号　飯塚市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例」及び「議案第６０号　飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」、以上２件については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第６３号　訴えの提起（建物退去土地明渡請求事件）」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、個人を相手に提訴まで至ったのは、どのような経緯からなのかということについては、今回明渡しを求めている市有物件は、一般社団法人内野地区活性化協議会と令和３年３月３１日まで貸借契約を締結していたが、その後も建物を主体的に管理していた個人が契約期間を終了しているにもかかわらず、退去に応じなかったことについて、顧問弁護士や警察署に相談したところ、本件については刑事事件で取り扱うことは厳しいという回答を得たため、再度、顧問弁護士と協議し、今回の提訴に至ったという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第６４号　市道路線の認定」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第６６号　専決処分の承認（令和４年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第１号））」については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第６９号　契約の締結（口春（頭首工）災害復旧工事）」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、井堰の設置箇所が嘉麻市となっているが、なぜ本市が工事を実施するのかということについては、当該施設は市内上三緒地区、下三緒地区、鶴三緒地区の農業用水を取水するために、本市が設置した施設であるため、本市において工事を実施するものであるという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（秀村長利）

経済建設委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第５９号　飯塚市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例」、「議案第６０号　飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」、「議案第６３号　訴えの提起（建物退去土地明渡請求事件）」及び「議案第６４号　市道路線の認定」、以上４件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案４件は、いずれも原案可決されました。

「議案第６６号　専決処分の承認（令和４年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第１号））」の委員長報告は、承認であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、承認されました。

「議案第６９号　契約の締結（口春（頭首工）災害復旧工事）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第６７号　固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めること」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。片峯市長。

○市長（片峯　誠）

ただいま上程されました「議案第６７号　固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めること」について、ご説明いたします。

本市固定資産評価員として、東　剛史氏を選任したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（秀村長利）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第３６条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第６７号　固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員はご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議員提出議案第８号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　「議員提出議案第８号　議員定数をはじめとして市民にとって最適な議会のあり方の検討に関する決議」は、案文を読み上げて、提案理由の説明に代えさせていただきたいと思います。

　「議員定数をはじめとして市民にとって最適な議会のあり方の検討に関する決議。」

　議会は、市民から選挙された代表機関であり、政策決定や、市長等の事務の執行に係る監視及び評価を行う責任を担う一方で、議員定数や報酬など自己の身分について自ら決定する責任も負っています。

　私たち飯塚市議会は、令和元年６月、次回の一般選挙から議員定数を４人減じ、２４人とする条例改正案を賛成多数で可決しました。

その後、令和３年９月に市民から提出された「請願第４号　飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部改正を求める請願」は、女性をはじめ多様な市民から構成される議会となるよう、議会で有識者や市民の意見を聴くなどして、議論を深めた上で、議員定数を改正前の２８人に戻すことを求める請願でしたが、議会運営委員会に付託して審査した後、令和４年３月に賛成多数で採択としました。同じ議員構成でありながら、令和元年６月とは異なる意思決定となったものです。

　議員定数のあり方については、その後、市民団体の主催により、令和４年４月３０日に穂波交流センターにおいて「議員と市民の意見交換会」が開催されましたが、その案内文には「いずれも市民不在の結論であることに変わりはありません。」との指摘があり、また、令和４年５月３０日付西日本新聞朝刊の社説は、「議会は民意を基にした、自治体の意思決定機関である。その役割の重さを考えれば、定数は議員だけで決めるのではなく、住民を交えて最適解を探るべきだ。」「意見交換会で市民は『削減に賛成、反対双方の議員の意見が聞きたい』と要望した。市議会は議決する前にこうした声に応えるべきだ。」などと述べています。

　請願はすなわち強制力を持つものではありませんが、市民の代表である我々議員が再び市民の意見を聴くことなく、令和元年６月の議決を覆す議決を行うようなことがあれば、私たち議員は、市民の批判を免れることはできず、また、政治への不信につながりかねません。

　そこで、飯塚市議会は、議員定数をはじめとして、市民にとって最適な議会の在り方について、市民と意見交換を行う機会を設け、検討を行った上で結論を導き出すことをここに表明します。

　以上、決議する。令和４年６月２７日、飯塚市議会。

以上が提案の説明であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秀村長利）

　提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第３６条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

　ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　では質問させていただきます。決議文には、市民の方により、令和４年４月３０日に議員と市民の意見交換会が開催されましたと書いてあります。提出者、賛成者は、この決議文には７名いらっしゃいますけれども、この意見交換会に参加された議員は、その中にいらっしゃいますか。

○議長（秀村長利）

　２７番　道祖　満　議員。

○２７番（道祖　満）

　いません。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　決議文では、「意見交換会で市民は『削減に賛成、反対双方の議員の意見が聞きたい』と要望した。市議会は議決する前にこうした声に応えるべきだ。」と述べております。提案者である議員は、３月１８日の本会議において、請願についての討論で、令和元年６月１３日の代表者会議に議員定数削減の条例案を提出する趣旨説明を行い、６月２０日に議員提出議案として提出し、７月４日までの間、つまり２１日間だと思いますが、この７月４日までの時間はあったというふうに言われております。では実際、２１日間でどのように市民に聴かれたのか、お聞かせください。

○議長（秀村長利）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　確認ですが、それは議員定数を２４人にしたときのいきさつの話でございますか。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　そのとおりです。

○議長（秀村長利）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　その前に、４月に私どもは、飯塚市議会議員選挙というのがありまして、その際、私は公約として、議員定数を市の財政の状況、将来の人口の減少状況を考えて、市議会議員選挙の公約として、議員定数削減を訴えてまいりました。それを市民に説明しながら、議会に送っていただいておりますので、ですから、私は十分に市民に説明してきて、そして、その年の６月に議員定数削減の案をつくりまして、皆さんにお諮りしたところです。ですから、あなたが質問されました、その２１日間の間に市民に意見を聴きましたかと。それは、私は公約どおりこういう形で出しますという説明をしてきましたということでお答えさせていただきます。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　それは提案者の行動であって、２１日間にそのほかの議員が議会として聴かれることは、どのように考えられておりましたか。

○議長（秀村長利）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　私だけがそのときの選挙で、公約で訴えてきたわけではありません。何名かの議員と一緒になって、その公約を訴えてきました。それで、こういう形で提案させていただきますので、同意していただけますかということで、議員定数削減の条例改正案を提出させていただいたところでございます。ほかの議員がどのように市民の声をお聴きしたかということについては、私は関知しておりません。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　今回大切なのは、議員１人がどうのというのではなくて、私は議会として聴かなくてはいけないと思いますので、ちょっと次の質問をさせていただきます。

今回の決議文を読ませていただきますと、「飯塚市議会は、議員定数をはじめとして市民にとって最適な議会の在り方について、市民と意見交換を行う機会を設け、検討を行った上で結論を導き出す」とあります。では、意見交換を行う機会についての考えをお聞かせください。

○議長（秀村長利）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　意見を聴く機会についての考えを述べよということでございますが、これは、議会の皆さんの同意を受けて、そしてこの決議案が可決されたときに、皆さんと一緒になって、どういう形がいいのか、まずもって協議していくことが大事だと私は思っております。私はこうしたい、ああしたいという思いはありますけれど、それはやはり同意していただける皆さんの、いろいろな立場立場で、多様な市民の人との交わり方が違いますので、それを参考にしていただきながら、議会として、あくまでも議長を中心にして、議会として取り計らいを行っていけばいいのではないかと考えております。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　次の選挙は４月にございますが、それの前までなのか、後も含めるのか、その辺のお考えはございますか。

○議長（秀村長利）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　私は、この決議案が、皆さんのご同意をいただいて可決できたならば、これは次期選挙前に市民の意見を聴くべきだというふうに思っております。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　市民の意見を聴くとなれば、今の段階では、具体的な考え方は、皆さんと考えるということで、よろしいでしょうか。

○議長（秀村長利）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　ちょっともう一度、ちょっと聞き漏らしましたので、もう一度お願いします。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　具体的な方法が、提案者自身はまだなくて、皆さんと一緒に協議して考えていくということで、よろしいですか。

○議長（秀村長利）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　これは議会として議決しますから、議会として、どういう市民と対話する姿がよろしいか、それは議会として決めていくべきだと思っております。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　確認ですけれども、４月の選挙までに意見交換会を考えているけれども、その具体的な方法はまだ考えておらずということでよろしいですか。

○議長（秀村長利）

　２７番　道祖　満議員。

　２７番（道祖　満）

　先ほど私は述べさせていただいておりますが、自分では自分なりの考えがありますけれど、あくまでもこれは議会の議決です。だから、議会の議決ですから、議会としてどういうふうに市民と対話していくか、それは議会の意思として決めていくべきだということを述べているだけであります。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　そうしたら、すみません、もしよろしければ、その個人のお考えをお聞かせください。

○議長（秀村長利）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　飯塚市は、住民基本条例をつくるというような取組を以前やっておりました。そしてその際に、やはりまちづくり協議会というものを中心に、自治体のまちづくりをしていくべきだというような考えで来ておりますから、今、飯塚市にも１２のまちづくり協議会等ができておりますし、そういうところに行って、市民の皆さんの意見をお聴きしたい。お聴きするような形をつくっていきたい。もしくは自治会があります。ただ、自治会の場合は、全員が加入しておりませんので、やはり全員の市民の方が加入しておりませんので、自治会という場面でも説明はできていくのではないかとは思いますが、それは自治会に入っていない人たちもいますので、その人たちに声が届かない。もしくは、声が聴こえない。聴くことができない場面も出てきますので、幸いなことに、飯塚市にはまちづくり協議会が発足して、いろいろその地区地区でいろいろな活動をやられておりますので、そういうところで市民の皆さんのご意見をお聴かせいただくことができるのではないかというふうに思っております。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　いろいろな、このワークショップというか、意見交換会となりますと、今述べられた意見では、まちづくり協議会や自治会を対象とする。参加対象については少しお考えを聞きましたが、開催の場所、日程、進め方、お知らせの仕方、また意見交換会をする会議の持ち方について、考えがあるならお聞かせください。

○議長（秀村長利）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　質問議員にお願いでございますが、あくまで、あくまでもそれは議会としてどういう形にしていくかということを協議していくべきではないかと、私は思っているのです。だから、私がこうしろ、ああしろというような形ができるのですかということは、皆さんのやはり同意の下でやっていかなくてはいけない。だから、先ほどから言っているように、議長を中心に議会としていかがあるべきかという形を整えたほうがよろしいのではないかと考えております。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　最後ですが、今が６月２７日です。もうすぐしたら７月、そして次の選挙、４月となります。ということは、８月、９月、１０月、１１月、１２月、１月、２月、３月、９か月ございますが、いつまでに、この意見交換会が終わればいいかと思われていますか。

○議長（秀村長利）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　それは、できるだけ早いほうがよろしいのではないかというふうに私は思っております。だからその点、いつまでということについても、やはり議会としてこれを決議して、議会として市民との対話を進めていくというならば、そこのところは議会として調整をしていかなくてはいけないというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　この期間に、開催場所、日程、参加対象、また進め方などを考えることができるというふうに考えられているか、最後にお聞かせください。

○議長（秀村長利）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

私は再三申しておりますけれど、市民の対象をどうする、こうするとかということは、対象をというのはちょっと分かりかねるんですけれど、あくまでも議会としてどういう形がいいか協議して、日程、場所を決めていって、そこに参加していただける方は誰々ではないと駄目ですよというような考えは持ちません。あくまでも市民との対話でございます。一人でも多くの市民の方に来ていただくということを考えて、取り組んでいくことが大事ではないかというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

　ほかに質疑はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　私は、「議員提出議案第９号」の共同提出者の立場です。来年４月の市議会議員選挙を考慮すれば、この「議員提出議案第９号」については、今日可決してもらいたいと考えるわけです。道祖議員にお尋ねしたいのは、３月の、定数を２８人に戻してくださいという女性３団体の請願について、反対討論されましたよね。ということは、来年４月の市議会議員選挙は、定数２４人で行きたいという立場だったのでしょうか。

○議長（秀村長利）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　立場だったのでしょうかではなくて、立場です。２４人の立場です。ただ請願が出ましたから、私は２４人という考えを持って今回の市議会に送っていただいておりますし、その考え方は今も継続しております。私が言っているのは、その中で、私の意見は私の意見で、市民の皆さんが２８人がいいという意見が圧倒的多数であるならば、それは２８人に改めて、皆さんが条例改正案を出して、そしてそこで議決すれば結構かと思っております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　道祖議員の許しを得なければ、「議員提出議案第９号」が審議されないということではなさそうにも聞こえるんだけれど、道祖議員は、この「議員提出議案第８号」が西日本新聞の論説なども利用されて提案理由されているんだけれど、これがもし可決されると、私たちの議員提出議案、つまり女性の団体の皆さんの請願を受けて真っすぐに条例案として提出したこの「議員提出議案第９号」は、審議にも入れないということになるんですかね。

○議長（秀村長利）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　市民の意見を聴きましょうということを、６月１３日に本会議が始まりましたので、決議案として、議員提出議案として提出させていただいたんです。市民の意見を聴きましょうということを。そうしたら、次の日に２８人に戻すという条例改正案が出されたわけです。だから、私としては、市民の意見を聴いて２８人であるか２４人であるか、はたまた違う数字になっていくのか、それは分かりませんけれど、ただ、出された方々は２８人ありきでやられているから、やられてきたのかなというふうに逆に思うわけですけれど、その辺がよく分からないんです、私自身も。私は、市民の意見を聴いて、２８人なのか、現行２８人ですが、その改正案ではもう既に条例として２４人になっております。これを変えるためには、また再度、市民の意見を聴いたらどうですかということを、今、提案させていただいているんです。だから、皆さんの意見を聴いた結果、２８人になるか、２４人になるか、はたまたそれ以外の数字になるか、これは私は分かりません。ただ、私の考え方は２４人で今日まで来ていますと。だけれど、市民の皆さんの意見によって、多少、私が言っている内容と、市民の意見を考慮しなくてはいけない部分が出てくれば、それはそれなりに、やはり対応していかなくてはいけないというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　私が聞いたのは、この道祖議員が提出した議案が可決されると、女性団体の皆さんの請願を受けて真っすぐに出した「議員提出議案第９号」、２８人に一旦戻そうというものが、審議さえできない状態になるのかということを聞いたわけですよ。

○議長（秀村長利）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　議事の進行については、一議員が決めるわけにはいきません。これについては、全体でどういう取扱いをするのか、議長の取り計らいの部分が出てくる可能性はあるのではないかと思っております。ちなみに、言わせていただきますと―――。

　（傍聴席で発言する者あり）

○議長（秀村長利）

　静粛にお願いいたします。２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　提案理由で説明いたしましたけれど、請願の人たちは、有識者や市民の意見を聴くなどして議論を深めた上で、議員定数を改正前の２８人に戻すことを求める請願でした。たしか、そうでしたよね。議会運営委員会から、２８人の請願が可決されたということでしたけれども、では、市民の意見を聴く場は設けたのか、有識者という方は市民だったのか、そういうことを考えますと、市民の意見を聴く場面は甚だ少なかったのではないかと私自身も感じましたので、今回こういう決議案を出しております。

　（傍聴席で発言する者あり）

○議長（秀村長利）

　私語はお慎みください。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　私の質問にどう答えたんですかね。自分個人では判断がつかないと。議事進行に関しては、議会全体が考えてくださいと。「議員提出議案第８号」が可決された場合ですよ。そういうことをおっしゃったんですか。

○議長（秀村長利）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　それは、議案として「議員提出議案第８号」が出ています。そして「議員提出議案第９号」も出ています。だからそれは、今の状態では、「議員提出議案第８号」を採決して、これを決議として認めるか、認めないか、認めた場合はどうなるのか、認めなければ２８人を議案として採択するのか、しないのか、そういう判断になっていくわけですけれど、私は議長経験者ですから、私がもし議長であるならば、この議案が採択されたら、議長権限で暫時休憩いたしまして、この「議員提出議案第９号」の取扱いについてどうするのか、議会運営委員会なり、いろいろな形でちょっと調整するようなことはできるのではないかというふうに思いますけれど、私は一議員でありまして、議長ではありませんので、その辺の議事進行については、議長にお任せするしかないということを言っているのです。

○議長（秀村長利）

　繰り返しになっておりますので、川上議員、お願いいたします。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　この「議員提出議案第８号」は８号で出ているわけですよ。「議員提出議案第９号」は９号で出ているんですよね。なのに、実は代表者会議というところがあるんですけれど、市議会の中には大きい多数派と小さい多数派があって、そこで「議員提出議案第８号」が可決された場合は「議員提出議案第９号」には及ばないと、審査が。というようなことが話し合われて、しかもその内容は、共産党は反対しましたけれど、議会運営委員会で大きい多数派と小さい多数派がそれでよいというような結論をもう出しているわけですよ。こうした中で、「議員提出議案第８号」が、このままいって可決ということになれば、現実的には「議員提出議案第９号」が審査もされなく先送りされると、継続になるということになると、結果として、昨年９月に女性団体の皆さんが、そういう趣旨で請願をかけたのに、今度の市議会議員選挙においては、事実上準備期間もなく、結局、政治参加への戸口すら開けられないということになる可能性はないのかと。道祖議員がこれを提出したときに、そういうことになりかねないという心配はしなかったですか。

○議長（秀村長利）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　質問の趣旨がちょっとよく分からないんですけれど、市民の意見を聴きましょうということを私は訴えているんです。だから、市民の意見を聴くことを決めないと進まないから出しているわけで、だから、皆さんが市民の意見を聴かないで、もう２８人と請願に書いているから２８人にするというならば、議会は多数決ということですから、それはそれなりで結構でございますけれど、私としては、今一回立ち止まって、この際、市民の意見を聴いてはいかがかということを提案させていただいているんです。それは請願者の趣旨にも沿うのではないのですかと。請願は通しているんですから、請願者の思いは、私ども議会としては多くの議員が、多くの議員ではなかったですね、１３対１２、棄権２ですから、僅少差で認めているんですから、だから改めて、僅少差ですから、市民の意見を聴く場面をつくったほうがよろしいのではないですかと。その結果として、改めて議員定数を、請願者の思いを可決しているのですから。だから２８人という条例改正案を再び出すことも可能ですということです。というふうに私は考えているということを述べさせていただいているわけであります。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員に申し上げます。そろそろ堂々巡りになっていますので、まとめていただきますようお願いします。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

堂々巡りになっていますか。全然なっていないじゃない。道祖議員が聞かれていないことをいっぱい答えるから、発言するから、そのように聞こえるだけですよ。

それで、私が聞いているのは簡単なのよ。あなたは、「議員提出議案第８号」を出す。そして、あなたが所属している会派は代表者会議に出ているでしょう。その代表者会議で、「議員提出議案第８号」が可決された場合は、「議員提出議案第９号」は審査しないで済むようにしましょうみたいな話になってきているわけでしょう、共産党のいないところで。議会運営委員会も共産党以外の多数でそういうことを議決したのではないですか。私が退席したから全会一致となってしまったけれどね。議決そのものがおかしいよ、こういうのは。

それで道祖議員は、この提出が事実上、請願の趣旨に反し、女性がというか、この請願に沿った定数２８人で市議会議員選挙が行われることを阻止しようとしたのではないかというふうに思うわけですよ。違いますか。

○議長（秀村長利）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　先ほど説明したように、例えば、いいですか、また要らないこと言うと言われるから言いたくないけれど、言っておきますけれど、２８人から２４人になったときは、賛成の議員は、２１人いたんです。反対の方は、現行でいいよと言う方は、２８人中、６人いらっしゃったんです。

そして請願が出て、請願に対して考える方々がいろいろいらっしゃって、それで請願についてどうしましょうかということを採決したら、１３対１２、棄権も２なんです。棄権２ということで、１票差で、１票差でこの請願が可決しているわけです。だから僅少差で、棄権された２名の方はどういう考えか分かりませんけれど、僅少差で可決されましたから、改めて市民の声をお聴きしてはどうかと。請願者の方も市民の意見を聴いてというふうに言われておるから、改めてその趣旨に沿ってやったらいかがですかということを言っているのであります。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　堂々巡りにならないように。道祖議員の今さっきからの発言は、自分が３年前に提出したとき、市民の意見を聴かずにやりましたということを認めたようなものですよ。（発言する者あり）そうすると、これは脱線なんですね。脱線しているわけだから、列車が。脱線したままそこで立ち往生しているのに、みんなでそこでどうしましょうかと、話をするかと。脱線しているのだったら緊急に元のレールに戻して、つまり２８人に戻して、そして歩き始めようと。その上でみんなで話し合っていくというのが、鍵ではないかと思うんだけれど、脱線していませんか。

○議長（秀村長利）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　初めから言っていますように、２４人に議員を削減する、４人削減する案については、選挙公約で、選挙公約で市民の皆さんに訴えて選挙を勝ち残ってきたという事実があるわけです。多様な意見ということは、それについて多様な意見、それについて意見をいただいて、頑張れといって私は送っていただいたというふうに自負しております。ですから、市民の意見を聴いていないと、選挙戦こそ、選挙のときこそ、市民の、有権者の声を聴く場所だと私は思っています。ですから、多様な意見を聴いて、恐らくここにいらっしゃる議員も、選挙の際には多様な人とお会いして、多様な意見を聴いて、そしてここに２８人の議員が選出されてきているんだというふうに私は思っております。だから、あなたは、市民の意見を聴いていないというふうに私に言いますけれど、そこは見解の違いであります。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員に申し上げます。時間も時間ですので、お願いいたします。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　やはり大事なことなんでね。堂々巡りはどうかと思うけれどね。

それで、選挙は議員に白紙の委任状を渡す場ではないので、道祖議員が今言われたのは、ちょっとかみ合わないと思う。それで、道祖議員が言われている、選挙で公約して通ったのだから、自分はそれを聴いたことになりますよという言い方と、この「議員提出議案第８号」とは矛盾があるでしょう。自分の言っていることと、この「議員提出議案第８号」は矛盾があると思いませんか。この際、撤回したらどうですか。

○議長（秀村長利）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　矛盾はないと思っております。

○議長（秀村長利）

　ほかに質疑はありませんか。９番　永末雄大議員。

○９番（永末雄大）

　すみません。１点だけ聞かせていただきます。今回、提出者は道祖議員のほうで、賛成者の方があと６名いらっしゃるかと思います。今回の議案を見させていただきますと、先ほど金子議員のほうからも質問があっていましたけれど、議案書の真ん中のほうに、令和４年４月３０日に穂波交流センターにおいて、議員と市民の意見交換会が開催されましたというふうにありますけれど、今回の議案に関しましては、恐らく提出者及び賛成者の方の皆様は、意見交換会が大事だということで、趣旨で出されているかと思うのですけれど、提出者及び賛成者の方はこの意見交換会には出席をされたのでしょうか。

○議長（秀村長利）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　金子議員からも質問がありましたけれど、出ておりません。

○議長（秀村長利）

　９番　永末雄大議員。

○９番（永末雄大）

　意見交換会が大事だとおっしゃられている立場かと思うんですけれど、どうして皆様はこれに出席をされなかったのでしょうか。ちなみに私もしておりませんけれど、私はちょっと前にワクチンの３回目を接種しまして、ちょっと体調が悪かったので、そのことは主催者の方に申し上げて、欠席をいたしております。

○議長（秀村長利）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　私は、この会議を主催した方からご案内をいただきました。ただ、案内文書が届いてなかったので、趣旨等について案内文書を読んでなかったのです、そのとき―――。

　（傍聴席で発言する者あり）

○議長（秀村長利）

　お静かにお願いいたします。２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　それで読んで、主催者の方に、私は自分の考えを伝えて欠席の旨を伝えました。その考えを皆さんに伝えていただければ結構ですということを述べさせていただいて、欠席させていただいた経過があります。ほかの議員については、存じ上げておりません。

○議長（秀村長利）

　ほかに質疑はありませんか。１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　提案者に２点ほどお尋ねします。令和元年６月ですから、前回の市議会議員選挙が終わって２か月後の出来事でしたね。２か月後に、２８人を定数２４人にするように減ずるという提案を道祖議員がされましたけれど、あなたの公約でしょうけれど、私は公約に定数削減はうたっておりませんけれども、道祖議員の話を聞いていたら、その公約一本で通ったような言い方をされておりますけれど、ほかにもたくさん公約があったはずですよね。ですから、それだけであなたを当選させたとは到底思えないんだけれど、これは私の意見です。

お聞きしたいのは、道祖議員が２８人から２４人に定数を削減する提案をなさったとき、我々の会派は、軽々に決めずに、大事なことだから、定数を含めた議会の在り方の特別委員会を設置するべきだという提案をさせていただきましたけれども、当時、道祖議員はそういう必要はないということで反対されました。当時は意見を聴く必要がないということで、委員会に付託せず、直接採決に持っていかれましたけれども、当時は、聴く必要がないと思われた理由をお聞かせください。

○議長（秀村長利）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　再三言っておりますけれど、私は選挙のときに、あなたの公約はこれだけではないでしょうとは言われるけれど、私はこれを公約としてちゃんと説明してきましたからね。私が議員になったら、その公約のとおり提出したわけです。削減案を提出したといういきさつです。

○議長（秀村長利）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　いや、それは再三聞きましたよ。だから、私たちが出した議員の定数に関しては、特別委員会等を設置して、まだ選挙が終わったばっかりですから、時間をかけて市民の意見を聴いて決めるべきではないかという提案をしたことに対して、聴く必要がないということだったのに、今回は聴く聴くと言われていますので、当時はなぜ聴く必要がなかったのかということを、繰り返しになりますが聞いております。

○議長（秀村長利）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　先ほどから言っておりますように、私は選挙の際の公約で、そういうふうに公約で選挙を戦ってきていますから、当然、公約を果たすために議員提出議案として提出させていただいたのです。そして、２か月しかたっていない、直近ですから、私は市民の声はまだ温かいというふうに思っておりましたから、そのとおりにさせていただいた。

しかし、今回、昨年のここにありますように、請願が９月に出されて、多様な意見を聴いてくれということですから、だから、多様な意見を聴く場面をつくってはいかがですかと。先ほどから言っておりますように、基本的には、私は自分の考えは、２４人の条例改正案、改正した今の２４人でいいのではないかという考えを持っていますと、ここはぶれていませんということは、川上議員の質問の際にお答えしておりますので、なぜですかと言われると、請願が通っているからです。通っているから、ちゃんと聴きましょうと。それが２８人がいいのか、２４人がいいか、請願を無視することはできませんよと。僅少差でその請願が通ったとしても、請願が可決されていますから、請願の趣旨から言うならば、聴く機会を設けたらどうですかということを言っているだけです。

　（傍聴席で発言する者あり）

○議長（秀村長利）

　傍聴人に申し上げます。私語ややじなどの言葉は慎んでください。なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法第１３０条第１項の規定により、退場を命じますのでよろしくお願いいたします。１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　道祖議員とちょっとまだ繰り返しになっていますけれど、２８人から２４人に削減するときは、あなたは公約、要は選挙期間中に市民の声をいっぱい聴いてきたと主張されているんですよ。私は公約に上げていなかったので、市民の意見を聴いていないから、特別委員会等を設置して聴きましょうと提案したんですよ。道祖議員は自分が聴いているからその必要がないとおっしゃったんでしょう。そういうふうに受け取ります。そういうことでしょうか。

○議長（秀村長利）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　私がそういうふうに言ったからといって、議会が、私が言ったからそうなったのかと。皆さんが同意したからなったわけです、結果として。私はそういうふうに受け止めています。私が言って、私を否定する人たちもいたわけですから。けれど、そのとき提案している内容についてご理解いただいて、そして、そういう運びになったんだと私は理解しております。私一人が幾ら訴えても過半数にはなりませんので。

○議長（秀村長利）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　議会で決めたことは何も否定していません。そこは争っていないんですよ。あなたが反対したのはなぜですかと聞いているだけなんですよ。自分は公約で聴かれたと言われたので、そういうことだったんですねということで、この話はやめましょう。

もう１点聞きますね。僅差、僅差と言われますが、女性３団体の方の請願ですよ。自分たちの知らないところで、いきなり定数が下がっていたと。もう一度、市民の意見や有識者の意見を聴いて、再度考え直してと。だから一旦、２８人にリセット、戻して多様な意見を聴いてくれませんかという請願なんですよ。これは僅差と言いながらも、そうしましょうということで可決したんですね。そういうプロセスにおいて、あなたはこの決議文の中で、どこでしたか、正確に言ったほうがいいのかな、請願に法的拘束力がないようなことを述べられておりますけれども、要は請願の可決が僅差だったから、これを無視して、もう一回聴けということをおっしゃっているのでしょうか。その点をお答えください。

○議長（秀村長利）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　請願は可決しましたから、請願は大事にしなくてはいけないと、私は先ほど述べたと思います。

○議長（秀村長利）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　それは、請願は市民の請願権ですからね。可決した以上は真摯にその声は受け止めるべきだという考えでよろしいんですね。再度確認します。

○議長（秀村長利）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　私はそういうふうに考えて、そういうふうに答えてきておりますけれど。

○議長（秀村長利）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　請願も市民の意見を聴いてくださいと言っているんですね。道祖議員も意見を聴こうと言っているんですね。そこには、相違点はないということを確認しておきます。

○議長（秀村長利）

　ほかに質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　私は、「議員提出議案第８号」について、反対の立場で討論いたします。

私は、市民と意見交換会を行う機会を設け検討することは、議会の在り方を考える上で必要不可欠なものだと考えます。３年前、２８人の議員定数を２４人に減らしたとき、２１日間で、議会として市民と考えることは、私はできていなかったと思います。私たち議会は一度考えなくてはいけないことは、市民とは何なのか、有権者とは何なのか、また、応援者とは何なのか。それをしっかりと定義した上で話をする必要があるというふうに、質疑を聞きながら感じました。

今回の請願でも、有識者の話は、お２人から聴きましたが、私は市民の意見を十分に聴けたとは思っておりません。今回請願を受け、お２人の有識者からお話を伺いました。法政大学の土山希美枝教授、そして、大正大学の江藤俊昭教授です。どちらも大変全国的にも有名な方でございます。

土山希美枝教授からは、議員定数の問題の本質は、定数そのものではなく、議会議員の価値に対する理解の問題、その理解を支える実績の周知の問題だと言われておりました。私たち飯塚市議会、そして議員は、私たち自身のこの価値を、市民の方、有権者、また応援者だけでなく、市民の方に理解していただいているのでしょうか。市民の方に理解をしていただく、実績を知っていただけるのでしょうか。市民との意見を交換するといっても、いつ、どこで、何回、どんな参加対象にするのか、また、どのような形で行うのかが大切です。そして、そのデザインをするために、いつ、誰が、どうやって、この進め方を考えていくのかが大変必要になります。提案者の意見交換会を考えるとき、次の選挙までに、このデザインをし、実行し、結論を出すのは、私は大変難しいと考えます。また、２０１９年６月議会の議員定数を２８人から２４人に減らした条例の可決は、あまりに早急過ぎました。

もう一人の参考人招致の江藤俊昭教授からは、議会の議決というものは重いんですよ。皆さんは恐らく議会の会期の最終日に表決しているということは、将来を皆さんが決めているんですよ。市長が決めているのではないんですよ。だから議会の議決というのはすごく重いんです。政策なんかは絶対正しいなんかあるわけないんですよ。状況によっては変わるし、見方によっては変わるんですよ。政策というのは、メリットもあれば、デメリットもあるし、比較しながら表決する。だから私は研修のときに必ず言っているのは、議決の前に、前の日に眠れるんですかと言っているんですね。悩み、苦しむはずなんですよ、それだけ重いものなんだから。少し飛ばしますけれども。今回、読ませていただくと、この議決は前代未聞ですよ。数年前のことというのは、定数の削減議案が動議で出て、即決したというわけ。こんなのがあるんですかね。いや、議員提案については、議運か何か、あるいはその会派代表会議でずっと調整していって、表決して、政策についてを即決ということはあるけれども、議員の定数について、即決でやるなんてあり得ない。こんなこと許すことがあり得るということなんですか。とまで言われております。

私たちは、市民の方からもお叱りを受けることがあると思います。それをしっかりと真摯に受け止め、まずは２８人に定数を戻した上で、時間をかけてじっくりと定数や議員、議会の在り方について、市民の方と検討すべきだと考えます。

以上のような理由で、反対の立場で討論させていただきました。

○議長（秀村長利）

　ほかに討論はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　日本共産党の川上直喜です。もともと私は３年前、道祖議員が提出した定数４減議案に対して、反対をして討論を行いました。今回、上程されております「議員提出議案第９号」、これは、私は共同提出者であります。議員の議案提出及び審査権を守る立場から、道祖議員の提出した「議員提出議案第８号」には反対し、討論を行います。

まず、「議員提出議案第９号」は、３月定例会で採択された「請願第４号　飯塚市議会議員の定数を定める条例の一部改正を求める請願」に、誠実に真っすぐ立脚したものであります。その請願の趣旨は、市議会は女性や若者、障がいのある人、異なる地域に住む人など、多様な市民から構成されることが大切であり、議員定数が減ることで、女性をはじめ、初めて立候補しようとする方が立候補しにくくなることや、女性だけではなく、私たち市民の多様な声を議会に届けることが難しくなることを危惧しているとして、議員定数を改正前の２８人に戻すよう求めたものであります。請願者は、「筑豊子育てネットワークかてて」、「嘉飯桂つばさの会」、「女性の政治参画を進める会」であります。来年の市議選まであまり時間はありません。特に、女性が立候補を準備しようとすれば、時間がかかるものだと思います。私は、「議員提出議案第９号」については、速やかに審査し、可決成立させるべきだと考えているわけです。

新型コロナパンデミック危機、新自由主義による格差の広がりの下で、物価高騰から生活を守る取組、戦争の逆流に反対し、平和を構築する取組の模索など、私たちは、希望ある社会づくりに向かって現在、様々な試練に直面しています。女性の視点で見れば、本当に深刻な様々な犠牲が強いられています。低賃金の非正規雇用で働く多くの女性たちが仕事を失いました。ステイホームを強いられる中で、ＤＶも増加し、女性の自殺率は男性の５倍に達しています。こうした背景に何があるのか。世界の大きな流れから見れば、圧倒的に遅れた日本の政治の貧困があります。各国の男女平等の達成率を示すジェンダーギャップ指数２０２１では、調査対象の世界１５６か国のうち、日本は１２０位であります。男女賃金格差の是正も課題です。生涯賃金において、男性に比べて、女性は年収で２４０万円、生涯では１億円も低い現実があります。選択的夫婦別姓、ＬＧＢＴ平等法、多様性の尊重、痴漢ゼロ、女性へのあらゆる暴力の根絶、リプロダクティブ・ヘルス、アンドライツの視点が重要です。とりわけ意思決定の場に、男性と対等に女性が参加し、あらゆる政策にジェンダー平等の視点が貫かれること。この大きな流れの中で、この請願が提出され、半年の審査の上で採択されたわけであります。ジェンダー平等、多様性に対する寛容の大きな流れの中で、飯塚市議会が３年前、市議会多数派の手によって定数削減議案をあっという間に可決したことは、深刻な逆流だったわけです。

私たちは、誤ったと判断したら速やかに是正する。直ちに元に戻すことは、私たちがよって立つ住民主権の立場に立って考えるということで、筋を通すべきだと考えるわけです。２８人がよいか、２４人がよいかということではありません。市民の請願は、まず、元に戻すことを求めたわけです。市民が乗った列車が脱線したら、何はともあれレールに戻す。その上で、今後のことを話し合うというのは当然ではないでしょうか。

さて、地方議会とは何をするのか。地方自治法の第９６条で権限が１５項目にわたって規定されています。立法機関であり監視機関が、この地方議会であります。日本国憲法は第８章に地方自治を規定しています。日本国憲法は、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の３原則があり、基本的人権の尊重の中には、自由権や平等権、社会権、参政権、請求権があります。この地方自治は、国会、内閣、司法の国権と緊張の中で存在し、主権、住民主権に由来するわけです。ですから、少なければ少ないほうがよいというわけにはいきません。お金が浮くから減らそうというわけにはいきません。そういう論理は、議会多数派への権限の集中を招いて、市政をゆがめかねず、地方自治の今後の発展にとって極めて危険であると指摘せざるを得ません。

しかしながら一方で、市民の声を市政に届け、市政をチェックする議員が大切な役割を果たす上で、なくてはならない議会質問をしない。質問のときは、執行部の答弁者が書いた原稿を読んでいる。質問の持ち時間を大幅に使い残す、あるいは全部残す。市民にとっては、議員が市議会でどんな活動をしているのか分からない。市民が直接請求で提出した、より厳格な資産公開制度の市民条例案を否決する。心ある市民にとって、市議会議員とは、このように映っているのではないでしょうか。こうした市民の中には、議員は報酬ばかり高くて、２８人は本当に必要か。こういう声もあるわけです。議員数はそのままでいいが、報酬を下げるという声も、私は聞きます。主権者である市民の共感と支持がなければ、議員定数の問題は議論できないと考えます。

私は、２８人に定数を戻した後、市議会の今後の在りようについては、地方自治の発展を願う立場から、市議会議員が全員参加する特別委員会をつくり、定数のほかに、議員報酬をはじめとした議会改革を今回の請願の趣旨を踏まえて、主権者である市民との対話によってつくり、練り上げていくという方法でいくべきだと考えています。

よって、女性団体の皆さんの請願に真っすぐ立脚した「議員提出議案第９号」について、審議さえ認めないことになりかねない道祖　満議員提出の「議員提出議案第８号」には断固反対であります。以上で、私の討論を終わります。

○議長（秀村長利）

　暫時休憩いたします。

午後　２時３４分　休憩

午後　２時４８分　再開

○議長（秀村長利）

　本会議を再開いたします。ほかに討論はありませんか。１１番　田中武春議員。

○１１番（田中武春）

　それでは私のほうから、「議員提出議案第８号　議員定数をはじめとして市民にとって最適な議会のあり方の検討に関する決議（案）」に賛成の立場で討論をしたいというふうに思います。

議会において、採決に臨み、その意思を示すことの責任について、皆さんに少し考えていただきたいというふうに思います。決議案にもありますように、さきになされた「請願第４号」の採決においては、令和元年６月における議員削減提案とは異なる意思決定をされた方、あるいは自らの責任を放棄して、棄権をされた方もおられます。このような議会議員の姿を見て、市民の皆様はどのように思われるのでしょうか。

私は、令和元年６月の議員削減提案の採決に当たっては、改選後すぐのことでもありましたし、議員数の問題は、私自身のことだけではなく、それぞれの議員の支持者の方、信託をしていただいた市民に大きく関わることでありましたので、支援をいただいた方や、私の周りの市民の皆さんに説明をし、また意思を伺い、当時は採決に臨みました。削減議案への賛否にかかわらず、多くの議員の皆さんは、多分、私と同様ではなかったかというふうに思います。

議会がその責任の下で、議決した削減案について、３年間、市民からのご批判がなかった理由は何でしょうか。それは多くの市民の皆さんが、その議決を支持し、我々の選択を信じていただいていたからではないかというふうに私は思います。かくして、削減議案は可決され、その後間もなく３年となるとき、定数を戻す請願が出され、結果、採択となりました。

請願は、市民の総意のものではありません。だからこそ、請願には強制力はありませんし、請願全体ではなく、その趣旨にも賛同、賛成できるものであります。削減案を支持していただいていたであろう市民の皆さんに、何の説明もすることなく、改めて市民の声を聴かずに、審議の仕方が悪かったから、取りあえず定数は元どおりにしますと言って、市民は果たして許してくれるのでしょうか。議員の多様性や女性活躍は大事なことです。私もそう思います。私もその趣旨については賛同いたします。しかし、そのために我々が取り組んでいくことは、多くの市民の声を聴くことで、市民に説明すること。また、市民とともに、それぞれが行動することではないでしょうか。

我々議会は、議員一人一人は、自らの議決に責任を持つべきであるというふうに思います。多くの声なき市民の声にも耳を傾けるべきです。討論会や説明会でなくてもいいではないかと思いますし、それぞれに関わる多くの声を聴き、そして、その声を議会に届けるべきだというふうに思います。考え方を変えたのであれば、その理由をしっかりと説明すべきでありますし、議会として立ち止まり、市民の意見を聴こうというのであれば、まだ時間はあるのではないかというふうに思います。しっかりと市民の声を聴けばいいというふうに考えます。

この議決は、再度失いつつある市民からの信頼をつなぎとめるため、我々議員が果たすべき重要な決意表明であるというふうに思います。声を上げずとも、現状を支持する市民の方も多くおられます。我々は、その方々に対する責任を忘れることがあってはならないと思います。同じくして提出された定数２８の議案がどのような反省の下に出されたのか、理解に苦しむところではありますが、なぜそうするのか、市民はどう思われるのか、しっかりと議論することが肝要ではないかというふうに思います。市民の声を聴き、議論をし、結論を導き出す。議会の当たり前の仕事です。我々に課せられた当たり前の仕事ではないでしょうか。議会の信頼にかけて、皆さんの賛同を求めたいというふうに私は思います。

○議長（秀村長利）

　ほかに討論はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第８号　議員定数をはじめとして市民にとって最適な議会のあり方の検討に関する決議」について、原案どおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

　（　起　立　）

賛成少数。よって、本案は、否決されました。

「議員提出議案第９号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　「議員提出議案第９号　飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例」についての提案理由を述べさせていただきます。

本案は、「請願第４号　飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部改正を求める請願」に基づき、飯塚市議会の議員の定数を２８人と定めるため提出いたします。なお、本条例案は、令和元年７月の条例改正が、市民との対話がなされないまま行われたことを反省し、提出するものであり、議会は議会の在り方及び議員定数の考え方について、次の一般選挙後に、市民の参加の下に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めるものといたします。

○議長（秀村長利）

　提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は会議規則第３６条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに賛成の議員はご起立願います。

　（　起　立　）

　賛成多数。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　この「議員提出議案第９号」に反対の立場で討論いたします。

本件の採決に当たり、まず皆さんに自問していただきたいと思います。さきの削減議案に際して、自身が示した判断は、市民の負託を受けた議員として、市民の代表として真摯におのおのが責任を持ってなしたものであるはずです。それを今、翻す理由は何なのか、自問し、しっかりと説明責任を果たしていただきたいと思います。本議案の提案理由は、請願に基づきとされています。言うまでもなく、請願は請願者の意見であり、市民全ての意見ではありません。請願は請願者の意を受け止め、審議する我々は市民の代表としての意見を持ち寄り、議論して、初めて完結するものであると考えます。

それにもかかわらず、都合のよい一部分を切り取り、自ら責任ある議決を翻意し、議会としての議決を覆す、果たしてそれが、請願者が、市民が求める議会の姿でしょうか。議会議員の責任や必要性が問われる請願の採択であるにもかかわらず、残念ながら採決を棄権するという、もはや自身の存在意義を放棄したとも受け止められない選択をした議員も出る中、僅差ではありますが、確かに請願は採択されました。そのことを私も飯塚市議会の一員として尊重はいたします。しかし、尊重すべきは、市民の意見を聴くこと、これまで以上に、女性活躍や多様性が求められる社会にあって、我々議会が何をなすべきかであるはずです。請願を隠れみのに、あるいは請願者のせいにして、自らの本意を、あるいはその時点の無責任さを取り繕うということがあってはなりません。市民の信託を受け、常にその責任においてなすべき議決の責任を安易に翻意すること。さらには削減議案が市民との対話がなされないまま行われたことを反省して提出するとしながら、現にこの議案が市民の意見も聴くことなく、今こうして採決に至っていることはおのおのの議員が、そして飯塚市議会がこれまで積み重ねてきたであろう市民からの信頼を失う行為であり、自らの責任を信念において市民を代表するという我々議員の存在意義を放棄する、まさに自殺行為であります。

同僚議員の皆さん、我々が真に市民の代表として、市民意見を反映し、社会の多様性を議会において確保するためになすべきことは何でしょうか。少なくとも無責任に市民の信頼を捨て、市民の意見を聴くことを先送りにし、改選に向け定数を現状維持に戻すことはないはずです。

請願の趣旨に賛同することと、自らの議決を無責任に翻意することは違います。責任ある議決を維持しても、なお請願の趣旨はかなえられます。信託に基づき、議決に責任を持ち、我々議会がそれに足るものだと認められ、議員としての役割を果たしていくことが大切ではないでしょうか。私はその考えからこの議案に反対をいたします。

○議長（秀村長利）

　ほかに討論はありませんか。６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　私は、「議員提出議案第９号」に賛成の立場から討論いたします。

令和元年６月議会で、市議会からの財政改革が必要とのことで、議員定数を現行の２８人から４人減らし、２４人とするための条例改正案が提出されました。私は、定員数は現行の２８人で議会を運営したほうがいいのか、４人減らした２４人で運営したほうがいいのか、議員定数の審議を含む議会改革特別委員会の設置に関する決議案を４人の議員で提出いたしました。しかしこの決議案は否決となってしまいました。そこで十分な審議を行うべきという決議案を出したのに、条例改正案に当時賛成したことを深く反省しています。

今年、令和３年９月議会に議員定数を２８人に戻してほしいという請願が提出され、私はその請願に賛成いたしました。提出者からなぜ２８人に戻してほしいのか、その理由を直接伺いました。付託を受けた議会運営委員会では、参考人から意見を伺いました。また、市民から、個人的にではありますが、議員定数に関して、どのように考えているのか意見を伺いました。議員定数については、議会の在り方を大きく左右する問題であり、情報を公開して、有権者や市民の意見を反映した上で、議会において議論を深め、決めるべきだというのが、請願提出者の提出理由です。

また、本市が２０２１年４月に実施した男女共同参画に関する市民意識調査結果報告書によると、女性議員の理想的な割合を１割から５割と回答した飯塚市民が９割を超えているのに、女性の経済力の家庭における役割分担意識の現状は変わらないまま、議席が少なくなると、さらに女性の立候補者が出ることが難しい状況になるのではないか。女性をはじめ、初めて立候補しようとする方が、立候補しにくくなり、市民の多様な声が議会に届かないのではないかと、請願者は危惧されています。参考人は、行政改革と議会改革は違うものであり、住民自治の根幹は議会であり、多様性に基づいた公開と討議が必要であり、どういう議会をつくるかが先であり、そのためにも、公開と討議を行い、議員定数について決めるべきではないかとのことでした。

市民の方からは、議会は何もやっていない、何をやっているのか分からない、チェック機関として機能しているか疑問であるとの理由で、そのような状況であるなら、議員を増やしても意味がないし、定数は削減したほうがいいのではないかとの厳しい意見をいただきました。このように、議員定数について様々なご意見があります。様々な方の意見や見解から考えると、まず、私たち議会は、現状の議会の在り方をよく検証しなければならないと考えました。また、市民の方々が思われるような不信感のある議会であるならば、本当にそのような飯塚市議会でいいのか、議会は変わらないといけないのではないか、議会が仕事を見える化していないこと、多様な意見が少ないこと、様々な考えから討議が十分できていないということが、市民の議会に対する不信感ではないかと考えています。私たち議会がこれから飯塚市議会をどうつくっていくか、しっかり考えなければいけません。

まずは、２８人に戻し、私たちは飯塚市議会をどういう議会にしていくのか考え、議会の考えを市民に公開し、それから議会に必要な議員定数を、住民の声を聴きながら考えるべきだと私は考え、今回の「議員提出議案第９号」に賛成いたします。

○議長（秀村長利）

　ほかに討論はありませんか。１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　私は、「議員提出議案第９号　飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例」に反対の立場で討論させていただきます。

そもそも議員定数の削減は、今この場にいる私たち飯塚市議会議員が自ら決定をしたことです。まずは、２４名の議員による議会活動において、ご指摘を受けている事項も含めた諸課題の解決に向けて努力を続ける、工夫を続ける、そのことこそが肝要であると思います。私たち一人一人の賛否における判断は、多数の有権者から負託を受けた重い責任を伴うものであります。以前の判断は間違っていたので、これを正す。大切なことだと思います。しかし、そのことが決定権者、つまり私たち議員自らを優遇するような、有利となるような結果を導く場合には、きちんとした検証を前提とすべきだと思うのです。これは、私たち議員が行政に常に求め続けていることではないでしょうか。

選挙が来春に近づいた今、私たち議員にとって、定数削減は非常に苦しい現実です。しかし、定数削減という重大な議決は、飯塚市民の皆様との大きな約束でもあり、その約束を一度も守ることなく、検証も行うことなく覆す。このような行為は許されないのではないでしょうか。私たち議員が、市民の皆様からの負託と信頼を自らの手で裏切るようなことがあってはならないのだと、このように考えています。

私たち議員は、賛否の判断について、自らの責任で市民の皆さんに説明できる理由が必要だと思います。今現在、本条例の賛成に値する理由や言葉を、私自身は持ち合わせておりませんので、「議員提出議案第９号」に賛成することはできません。

○議長（秀村長利）

　ほかに討論はありませんか。２８番　平山　悟議員。

○２８番（平山　悟）

　「議員提出議案第９号　飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例」に賛成の立場から討論いたします。

私は、令和元年第３回市議会定例会のとき、議員定数が４人減ることで、議員報酬などの削減につながるという財政削減の観点から賛成いたしました。その後、市民団体から、間接民主主義において、議会は女性や若者、障がいのある人、異なる地域に住む人など、多様な市民から構成されることが大切です。さらにコロナ禍で行政運営が厳しい中、市民の負託を受けた市議会が果たす役割は大きいと考えます。しかし、次回予定されている飯塚市議会議員一般選挙では、議員定数が２８人から２４人になることが決定しています。このまま定数が削減されると多くの市民の意見が反映されにくい状況となります。つきましては、女性をはじめ、多様な市民から構成される議会、様々な意見が反映される議会となるよう、議会で有識者や市民の意見を聴くなどして、議論を深めた上で議員定数を改正前の２８人に戻してくださいますよう請願いたしますという、請願が出ました。

私はこの請願を読んで、女性や若者、障がいのある人、また異なる地域に住む人など、この今、新飯塚市は１市４町が合併するときに、対等合併で合併しております。しかし、その対等合併をした中でもある地域は局番が十何年変わらず、災害のあるときに、同じ飯塚市でありながら「０９４９６」、「０９４８」、この市外局番を押しながら病院関係、行政関係に連絡を取らなければならないという、本当に不自由な時期がありました。それを今おられる片峯市長が、私が８年間、対等合併した中で、この今の現状はどうあるべきかということを質問いたしましたら、今の片峯市長が、これを近隣の首長に働きかけて、局番が変わるように動くという動きをしてくれました。そして、２年で局番が変わって、いろいろな災害があっても、すぐ連絡がつくようになりました。

そしてそういう中に、また今度、１市４町が合併した中で中心市街地活性化、ここに合併特例債を本当につぎ込んできましたけれど、ある地域では合併して過疎地になりました。これは非常に飯塚市として自慢できることではありません。

それからもう一つ大事なことは、飯塚市は４つの常任委員会があります。この常任委員会は、今７人構成で運営されております。しかしそれが、議員が４人減ることで、１つの常任委員会が６人になります。６人になれば、委員長が１人とあと５人しかいないんですよ。そうしたらいろいろな地域の問題、いろいろな飯塚市の問題に対して、すぐに２対３で、決がすぐに決まります。

私は、そういうことも含めて、令和元年には財政削減の中で議員も減ればいいということで賛成しましたけれど、よくよく考えて、今度は「議員提出議案第９号」に賛成いたします。これで討論を終わります。

○議長（秀村長利）

　ほかに討論はありませんか。１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　私は、「議員提出議案第９号」に賛成の立場で討論いたします。

この問題の大きなヒントになるのが、いわゆる国会議員の１票の格差の問題です。現在、衆議院議員の１票の格差は約２倍、参議院議員の場合は約３倍になっています。しかし、この状態は憲法に違反していないというのが司法の判断です。このことを分かりやすく言えば、都市部では、有権者２００万人当たり、国会議員は１人であるのに対し、地方では、有権者１００万人当たり、国会議員は１人という状態であっても、要するに１票の重さが違っていても、法の下の平等の範囲内である、合憲だということです。このことは、何を意味するかといえば、つまり都市部、特に東京への一極集中を防ぎ、地方の人口減少を防ぎ、地域格差をなくすという、日本全体の過去と将来を考えた、合理的な判断であるということです。この判断の中に、今回の議員定数の問題と重なる重大な意味が含まれています。

飯塚市は、平成の大合併で合併当初の議員は８５名でした。それが３４名になり、そして２８名となったわけですが、その結果、筑穂地区に関しては、飯塚市の面積の実に３分の１も占めておりますけれども、議員は１人しかおりません。この状況を冷静に考えた場合、飯塚市の中で、過疎地域である筑穂地区が取り残されるのではないかと、そういう危機感を持って私は一生懸命努力をして、声を出しています。

しかし、この現実の中でさらに議員定数が減るということは、より一層、地域格差が広がる可能性があるということではないでしょうか。有権者の１票の格差が２倍であっても、合憲であるということは、その趣旨を理解していただきまして、飯塚市の中で、過疎地域の声が届きますように、地域格差を加速させないように、議員定数を元に戻していただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（秀村長利）

　ほかに討論はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第９号　飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例」について、原案どおり可決することに、賛成の議員はご起立願います。

（　起　立　）

　賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議員選出議案第１０号」から「議員定数議案第１２号」までの３件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。２１番　城丸秀髙議員。

○２１番（城丸秀髙）

　「議員提出議案第１０号」、「議員提出議案第１１号」及び「議員提出議案第１２号」、以上３件について提案理由の説明をいたします。本案３件は、いずれも意見書案であり、配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。

「地方財政の充実・強化に関する意見書」案は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）宛てに、「環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のＺＥＢ化のさらなる推進を求める意見書」案は、文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣宛てに、「地方公共団体情報システムの標準化に向けての意見書」案は、総務大臣、デジタル大臣宛てにそれぞれ提出したいと考えております。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（秀村長利）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案３件は、会議規則第３６条第３項の規定により、いずれも委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案３件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第１０号　地方財政の充実・強化に関する意見書の提出」、「議員提出議案第１１号　環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のＺＥＢ化のさらなる推進を求める意見書の提出」及び「議員提出議案第１２号　地方公共団体情報システムの標準化に向けての意見書の提出」、以上３件について、いずれも原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案３件は、いずれも原案可決されました。

「議員提出議案第１３号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。１２番　江口　徹議員。

○１２番（江口　徹）

　「議員提出議案第１３号」について提案理由の説明をいたします。本案は、意見書案であり、配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。

「福島原発事故によるトリチウム等を含むＡＬＰＳ（多核種除去設備）処理水の海洋放出に関する意見書」案は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、復興大臣宛てに提出したいと考えております。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（秀村長利）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第３６条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第１３号　福島原発事故によるトリチウム等を含むＡＬＰＳ（多核種除去設備）処理水の海洋放出に関する意見書の提出」について、原案どおり可決することに、賛成の議員はご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議員提出議案第１４号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

「議員提出議案第１４号」について提案理由の説明をいたします。本案は意見書案であり、配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べます。

「保育所等の最低基準、職員処遇の抜本的な改善を求める意見書」案は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（少子化対策）宛てに提出したいと考えております。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（秀村長利）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第３６条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第１４号　保育所等の最低基準、職員処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出」について、原案どおり可決することに、賛成の議員はご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議会選出各種委員の選出」を議題といたします。

お諮りいたします。議会選出各種委員の選出については、議長において指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

中小企業融資制度審議会委員に、１７番　福永隆一議員、３番　光根正宣議員を指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、中小企業融資制度審議会委員に選出することに決定いたしました。

「報告第５号　継続費繰越計算書の報告（令和３年度 飯塚市一般会計）」、「報告第６号　継続費繰越計算書の報告（令和３年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計）」、「報告第９号　繰越明許費繰越計算書の報告（令和３年度 飯塚市一般会計）」及び「報告第１０号　事故繰越し繰越計算書の報告（令和３年度 飯塚市一般会計）」、以上４件の報告を求めます。財政課長。

○財政課長（落合幸司）

　「報告第５号」、「報告第６号」、「報告第９号」、「報告第１０号」について、ご報告いたします。

議案書の５２ページをお願いいたします。「報告第５号　継続費繰越計算書の報告（令和３年度 飯塚市一般会計）」につきましては、地方自治法施行令第１４５条第１項の規定に基づき報告するものでございます。

５３ページの継続費繰越計算書をお願いいたします。一般会計におきまして、２款、総務費、１項、総務管理費の幸袋交流センター整備事業、１０款、教育費、５項、社会教育費の文化会館改修事業及び６項、保健体育費の体育館等建設事業の３件につきまして、令和４年度に逓次繰越ししたものでございます。

５４ページをお願いいたします。「報告第６号　継続費繰越計算書の報告（令和３年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計）」につきましては、地方自治法施行令第１４５条第１項の規定に基づき報告するものでございます。

５５ページの継続費繰越計算書をお願いいたします。小型自動車競走事業特別会計におきまして、１款、競走費、３項、管理費のメインスタンド整備事業を令和４年度に逓次繰越ししたものでございます。

６０ページをお願いいたします。議案番号は飛びますが、「報告第９号　繰越明許費繰越計算書の報告（令和３年度 飯塚市一般会計）」につきましては、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定に基づき、報告を行うものでございます。

６１ページの繰越明許費繰越計算書をお願いいたします。一般会計におきまして、着手時期と事業に必要な期間の関係などにより、年度内の完了が見込めないため、繰越明許費を設定いたしておりました２款、総務費、１項、総務管理費の旧目尾小学校体育館改修事業から１１款、災害復旧費、２項、土木施設災害復旧費の各所河川災害復旧工事までの３２件につきまして、翌年度繰越額の合計欄に記載いたしておりますように、合計で２２億３３２３万２０９６円を、令和４年度へ繰越ししたものでございます。

６４ページをお願いいたします。「報告第１０号　事故繰越し繰越計算書の報告（令和３年度　飯塚市一般会計）」につきましては、地方自治法施行令第１５０条第３項の規定に基づき、報告を行うものでございます。

６５ページの事故繰越し繰越計算書をお願いいたします。一般会計におきまして、竣工検査時に指示した手直しが年度内に完了しなかったため、８款、土木費、５項、下水道費の熊添川流域調整池新設工事につきまして、８９１８万４８００円を令和４年度に事故繰越ししたものでございます。以上で報告を終わります。

○議長（秀村長利）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件４件はいずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第７号　継続費繰越計算書の報告（令和３年度 飯塚市水道事業会計）」、「報告第８号　継続費繰越計算書の報告（令和３年度 飯塚市下水道事業会計）」、「報告第１１号　令和３年度 飯塚市水道事業会計の予算繰越」及び「報告第１２号　令和３年度 飯塚市下水道事業会計の予算繰越」、以上４件の報告を求めます。企業管理課長。

○企業管理課長（松本日出登）

　「報告第７号」、「報告第８号」、「報告第１１号」、「報告第１２号」について、ご報告いたします。

議案書の５６ページをお願いいたします。「報告第７号　継続費繰越計算書の報告（令和３年度 飯塚市水道事業会計）」につきましては、地方公営企業法施行令第１８条の２第１項の規定に基づき、報告を行うものでございます。

内容につきましては、次の５７ページ、継続費繰越計算書によりご説明いたします。太郎丸浄水場粒状活性炭設備新設工事につきましては、翌年度繰越額の合計欄に記載しておりますように、合計２００２万円を令和４年度に逓次繰越しするものでございます。

次に、議案書５８ページをお願いいたします。「報告第８号　継続費繰越計算書の報告（令和３年度 飯塚市下水道事業会計）」につきましては、地方公営企業法施行令第１８条の２第１項の規定に基づき、報告を行うものでございます。

内容につきましては、次の５９ページ、継続費繰越計算書によりご説明いたします。建設改良費、浦田第一雨水幹線整備に伴うＪＲ負担金につきましては、翌年度繰越額の欄に記載しておりますように、３億６２８５万７千円を令和４年度に逓次繰越しするものでございます。

次に、議案書６６ページをお願いいたします。「報告第１１号　令和３年度 飯塚市水道事業会計の予算繰越」につきましては、地方公営企業法第２６条第３項の規定に基づき、報告を行うものでございます。

内容につきましては、次の６７ページ、繰越計算書によりご説明いたします。改良事業費、配水施設改良事業費につきましては、材料認証に伴う配管材の納期遅延により工事が一時中断したため、年度内に事業が完了しなかったことから、翌年度繰越額の欄に記載しておりますように、３７７３万６千円を令和４年度へ繰越ししたものでございます。

次に、議案書６８ページをお願いいたします。「報告第１２号　令和３年度 飯塚市下水道事業会計の予算繰越」につきましては、地方公営企業法第２６条第３項の規定に基づき、報告を行うものでございます。

内容につきましては、次の６９ページ、繰越計算書によりご説明いたします。建設改良費につきましては、関係機関との協議に不測の日数を要したことや、国の補正予算の活用事業であり、年度内に事業が完了しなかったことから、翌年度繰越額の合計の欄に記載しておりますように、合計で６億３２６万９千円を令和４年度へ繰越ししたものでございます。以上で報告を終わります。

○議長（秀村長利）

　会議時間を午後５時まで延長いたします。

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　「報告第７号　継続費繰越計算書の報告（令和３年度 飯塚市水道事業会計）」について、太郎丸粒状活性炭設備新設等工事なんですけれども、これに至った経緯を伺います。

○議長（秀村長利）

　上下水道施設課長。

○上下水道施設課長（西岡真結）

　太郎丸粒状活性炭設備新設等工事に至った経緯といたしましては、平成２９年８月に太郎丸浄水場の配水区域である穂波地区において、原水の水質悪化に伴い、臭気物質が発生し、現在の処理方式では十分に対応できないため、平成３０年度に処理方式を選定し、処理するための設計委託を実施しております。その後、令和２年度に補助申請し、令和３年度から工事を実施しております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　事業の内容を具体的に教えてください。

○議長（秀村長利）

　上下水道施設課長。

○上下水道施設課長（西岡真結）

　太郎丸浄水場の水源の一つである穂波川表流水において、平成２９年８月に高濃度の臭気物質が検出されたため、活性炭処理方式の高度浄化処理で臭気物質を除去するための事業であります。工事の概要といたしましては、直径３．２メートル、高さ４．８メートルの円柱状の粒状活性炭ろ過機４台と、処理水槽２層、場内配管等になります。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　その工事によって、どういう効果が見込めるのか、お尋ねします。

○議長（秀村長利）

　上下水道施設課長。

○上下水道施設課長（西岡真結）

　粒状活性炭設備新設等工事は、令和５年３月に竣工し、令和５年４月から供用開始を予定していることから、今後の水質異常時における臭気対策にも対応でき、安全安心の水を供給できるものと考えております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　ところで工事の受注者はどこか、会社の概要もお尋ねします。

○議長（秀村長利）

　企業管理課長。

○企業管理課長（松本日出登）

　受注者につきましては、水道機工株式会社九州支店になります。会社の概要は、代表者、代表取締役社長、古川　徹、本社は東京都世田谷区桜丘５丁目４８の１６、九州支店につきましては、福岡市中央区天神３丁目１０番２０号、支店長、小泉和昭となっております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　先に、実際に工事をしているのは、どこかお尋ねします。

○議長（秀村長利）

　上下水道施設課長。

○上下水道施設課長（西岡真結）

　本工事の施工体制の内容につきましては、１次下請は４者、２次下請は５者、３次下請は１者となっております。主なもので申しますと、１次下請については、処理水槽築造工事や場内埋設管工事等は有限会社小川土木工業、機械設備据付工事は株式会社ジャパンテック、既設電気盤改造工事はアイテックシステム株式会社、既設機械付帯工事が西日本オートメーション株式会社になっております。２次下請につきましては、処理水槽処理築造工事は有限会社佐藤技研、場内埋設管工事は有限会社千歳工業、薬品注入設備工事は株式会社喜久工業となっております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　これは分割発注はできなかったのですか。

○議長（秀村長利）

　上下水道施設課長。

○上下水道施設課長（西岡真結）

　本工事が、水処理の一貫的な工事でありまして、分割するより水道の技術を有しているもの、それと工事受注の実績があるものとして、水道設備工事として発注しております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　水道機工と本市との関係で、工事実績はどんなふうですか。

○議長（秀村長利）

　上下水道施設課長。

○上下水道施設課長（西岡真結）

　過去１０年で同種の活性炭設備工事の受注件数は１８件になっております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　入札の状況を最後にお尋ねします。

○議長（秀村長利）

　企業管理課長。

○企業管理課長（松本日出登）

　令和３年９月１３日に入札を執行しております。水道施設工事の６者を指名しておりましたが、２者が辞退し、４者で入札を実施して、落札額は４億６９０６万２千円となっております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　「報告第８号　継続費繰越計算書の報告（令和３年度 下水道事業会計）」について、浦田第一雨水幹線整備事業に伴うＪＲ負担金があるわけですけれども、事業の経緯、経過をお尋ねします。

○議長（秀村長利）

　土木建設課長。

○土木建設課長（佐藤和則）

　本事業は、飯塚市防災（浸水）対策基本計画に基づき、浦田地区の浸水被害を軽減することを目的に県営河川椎の木川上流に位置する区間について水路拡幅の改良工事を行っております。事業の経過といたしましては、平成２２年度から工事に着手し、１３７．８メートルの区間については、既に平成２４年度までに完了しております。その後、完了区間より上流側は、ＪＲ筑豊本線と近接していることから、営業主体であります九州旅客鉄道株式会社との協議を重ね、令和元年１１月２０日に、令和元年度から令和５年度までの当事業における基本協定の締結を行い、令和元年度より事業を開始しております。現在は、国道２００号線バイパス浦田橋下流までを、令和５年度内の完了に向け、事業の実施を行っているところです。なお、財源におきましては、公共下水道事業での社会資本整備総合交付金を活用いたしております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　今、進捗状況も話していただいたんですかね。

○議長（秀村長利）

　土木建設課長。

○土木建設課長（佐藤和則）

　すみません。進捗状況につきましては、現在実施している事業区間については、整備延長２２５メートルであり、内訳としましては、開水路２０４メートル、管渠２１メートルとなっております。なお、管渠の整備につきましては、ＪＲ筑豊本線の下を水路が横断する箇所となっております。まず、令和元年度につきましては、事業用地を購入し、施工で仮設道路２４６．８メートル、負担金にて九州旅客鉄道株式会社が、電力設備等の移転を行っております。令和２年度につきましては、負担金にて九州旅客鉄道株式会社が軌道敷横断の管渠工及び軌道敷近接地の工事ヤード設置を行っております。令和３年度につきましては、負担金にて、九州旅客鉄道株式会社が軌道敷横断箇所の推進工法による管渠工２１メートルを行っております。令和４年度以降につきましては、負担金にて、九州旅客鉄道株式会社が開水路工１５１メートル、並びに工事ヤードの撤去、また、市施工にて、軌道敷近接地外の開水路工５３メートル、仮設道路撤去を予定しております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それによる事業効果の見込みをお尋ねします。

○議長（秀村長利）

　土木建設課長。

○土木建設課長（佐藤和則）

　本事業の事業効果につきましては、１０年確率降雨による水路断面確保を行い、鯰田・浦田地区の浸水被害の軽減を図っているものであります。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　本市がＪＲに負担金を支払う根拠を示してください。

○議長（秀村長利）

　土木建設課長。

○土木建設課長（佐藤和則）

　今回、負担金としました根拠としましては、国土交通省において、建設工事公衆災害防止対策要綱第４０条第２項に鉄道敷内または鉄道敷に近接した場所で、土木工事を施工する場合においては、鉄道事業者に委託する工事の範囲及び鉄道保全に関し必要な事項を鉄道事業者と協議しなければならないとされております。その背景としましては、仮設工、安全対策、架空線等鉄道施設に対する専門的な施工計画等が必要なこと。列車運転及び旅客公衆に被害を及ぼす重大な事故の防止のため、鉄道事業者に工事を委託することとなります。今回の工事箇所での管渠工におきましては、軌道との離隔が３０センチメートルであること、並びに、開水路におきましても、近接建設工事となりますことから、施工に際し、列車運転及び旅客公衆に危害を及ぼす重大な事故の発生を防止するためにも、今回、九州旅客鉄道株式会社への負担金として事業を進めております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　ＪＲ九州は、業者をどういう方法で決定しているのでしょうか、分かりますか。

○議長（秀村長利）

　土木建設課長。

○土木建設課長（佐藤和則）

　決定といいますと、業者の決定になると思いますが、本市は業者の決定については関わっておりませんが、協議の中で確認いたしましたところ、本事業に係る九州旅客鉄道株式会社発注の工事につきましては、指名競争見積方式を採用しているとのことです。具体的な流れとしましては、九州旅客鉄道株式会社社内において、業者選考委員会を開催し、工事内容から必要な資格や経験を勘案し、指名業者を選定しているということです。次に、指名業者に対し見積り依頼を行い、最安値の見積りを提示した業者を選考し、契約に至っております。今回の工事では九鉄工業株式会社と契約し、工事を実施されております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　ちょっと分かりにくいようなやり方をしているような気がしますけれど、九鉄工業株式会社というのは、どんな会社ですか。

○議長（秀村長利）

　土木建設課長。

○土木建設課長（佐藤和則）

　九鉄工業株式会社におきましては、主に土木・建築・路線の工事の施工を請け負われており、代表者は、代表取締役社長、古賀徹志氏、本社所在地は、北九州市門司区小森江３丁目１２番１０号であります。また、会社ホームページからの情報でありますが資本金は２億１６００万円でございます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　最後にしますけれども、この現場は、実際はどういう会社がやっているんですか。施工体系に関わると思うけれど。

○議長（秀村長利）

　土木建設課長。

○土木建設課長（佐藤和則）

　現場におきましては九鉄工業にて施工管理を行い、工事が実施されております。その中で専門工事に関しては、専門業者へ下請契約を行いながら工事を実施しております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　その概要は、本市が求めれば把握することができるわけですか、それともそれはシャットアウトになっていますか。

○議長（秀村長利）

　土木建設課長。

○土木建設課長（佐藤和則）

　申し訳ございませんが、そこまではちょっと確認をいたしておりません。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それでは、「報告第１１号　令和３年度 飯塚市水道事業会計の予算繰越」ですけれども、議案書の６７ページの計算書を見ますと、説明欄に材料認証に伴う配管材の納期遅延により、工事が一時中断したためということなんですけれども、どういう広がりがあって、どういう事情なのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　上水道課長。

○上水道課長（佐竹広行）

　材料認証に伴う配管材の納期遅延により、工事を一時中断したため繰越しとなりました。材料認証につきましては、水道用品の規格認証を日本水道協会が行っております。その製品を使用することになります。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それで材料は、もう現場にあったわけですか。だけれど、認証ができなかったということなのですか。

○議長（秀村長利）

　上水道課長。

○上水道課長（佐竹広行）

　既に現場に納品された材料もございましたけれども、日本水道協会のほうからちょっと確認が取れない部分がありますので、使用を控えるように通知がありました。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それは何が原因なのですか。認証ができないでストップがかかっていたわけでしょう。何が原因だったのですか。

○議長（秀村長利）

　上水道課長。

○上水道課長（佐竹広行）

　布設予定の材料でありますダクタイル鋳鉄管に関して、塗料の一部が日本水道協会の規格に違反している疑いが判明したことにより、安全性が確認されるまで使用を一時中止する必要があり、令和４年１月１２日に工事中止の通知を行いました。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　結局、それはどうなったのですか。その配管材は駄目になったのですか、それともオーケーになったわけですか。

○議長（秀村長利）

　上水道課長。

○上水道課長（佐竹広行）

　安全性が確認されましたので、注文しておりましたその材料を使用しまして、工事のほうは竣工いたしました。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　「報告第１２号　令和３年度 飯塚市下水道事業会計の予算繰越」です。これは、場所はどこですか。

○議長（秀村長利）

　土木建設課長。

○土木建設課長（佐藤和則）

　場所につきましては、飯塚市川津の旧コカ・コーラ営業所の跡地になります。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　そもそもどういう工事なのですか。

○議長（秀村長利）

　土木建設課長。

○土木建設課長（佐藤和則）

　工事概要につきましては、排水ポンプ場の毎秒６トンの排出を行う排水機場を整備する工事となっております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　請負業者はどこですか。

○議長（秀村長利）

　土木建設課長。

○土木建設課長（佐藤和則）

　今回のポンプ請負業者につきましては、水江雨水ポンプ新設（その３）工事につきましては、有限会社荻原建設、水江雨水ポンプ新設（その４）工事につきましては、友栄土木株式会社となっております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　計算書の一番上に、関係機関との協議に不測の日数を要し、年度内に事業を完了しなかったとありますよね。このところをちょっと説明していただけますか。

○議長（秀村長利）

　土木建設課長。

○土木建設課長（佐藤和則）

　今回の工事発注を前に土留めによる矢板打設での架空線への支障について、九州電力と現地にて支障の有無の確認を行い、支障がないとのことで工事発注を行っておりましたが、工事の施工に際し、受注者より打設時に一部接触の可能性があるのではとの申出がありました。それにより市、九州電力、受注者に加え、矢板打設の専門業者を含めて再度現地にて確認を行いましたところ、一部矢板打設時に架空線の支障となることが判明いたしました。そのため、移設等を含め関係機関と再度協議を行い、打設工法の変更を行いました。それらの協議により不測の日数を要したものでございます。

今後は、このことを教訓に工事発注に際しては、電力ケーブルはもとより、支障・障害となる物件に対し、今回では矢板打設の専門業者となりますが、事前に各種専門業者からの意見等も取り入れ、詳細な調査を行った上での工事発注に努めてまいりたいと思います。また、設計に関して現地状況を踏まえた複数の職員での設計の精査に対するチェック体制の強化を行い、再発防止に努めていきたいと思います。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それは分かりました。ちょっと最後に知りたいのは、工事がぎりぎりのところまでいって、工期に間に合わないということで、何か事情が生じたようにして、先延ばしてくださいというようなことなのか、それとも最初のスタートの段階でてこずったと、着工が遅れたというのか、どちらですか。

○議長（秀村長利）

　土木建設課長。

○土木建設課長（佐藤和則）

　本工事の繰越しにおきましては、事業がまず年度ごとの交付金事業で実施しております関係上、入札告示案内においては、まず令和４年３月２８日までとしておりました。そこで、ただし書として、県の繰越承認を受けた後に、令和４年６月３０日まで工期の延長を行う予定であると明記し、発注・受注をしておりました。本来、工期の延長を行う予定もありましたが、関係機関との協議に不測の日数を要したことから、このような表記をいたしております。

○議長（秀村長利）

　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件４件はいずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第１３号　公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の経営状況」の報告を求めます。文化課長。

○文化課長（坂口信治）

　「報告第１３号　公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の経営状況」について、ご報告いたします。

議案書の７０ページをお願いいたします。本報告につきましては、地方自治法第２４３条の３第２項の規定に基づき、報告を行うものでございます。別冊資料、「令和３年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団決算書及び令和４年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団事業計画書及び予算書」により報告をさせていただきます。

まず、決算書の１ページをお願いいたします。公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団は、本市における文化芸術の振興を図るため、飯塚市文化会館指定管理業務及び受託事業として、飯塚コミュニティセンター、飯塚市歴史資料館の管理業務に取り組んでおります。飯塚市文化会館指定管理業務は、文化会館の管理・運営業務と、文化芸術振興事業の実施が主なものとなっており、１ページから６ページに、その概要を記載しております。

３ページ、自主文化事業、芸術文化振興事業につきましては、芸術鑑賞事業、参加育成事業、支援事業、出前講座事業、その他文化芸術情報の収集及び発信事業等の５事業を実施しております。

７ページから９ページに、令和３年度に実施いたしました自主事業の実施状況を記載しております。９ページから１１ページに、令和３年度の公益財団法人の理事会等の開催状況、研修等の受講状況、１１ページに、受託事業に係る事業概要を記載しております。

１４ページをお願いいたします。令和３年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の正味財産増減計算書でございますが、決算額の経常収益、計２億６７９万７２８８円から、１５ページ、経常費用、計２億７３０万６０６３円を差し引いた当期経常増減額は、マイナス５０万８７７５円となり、これに一般正味財産期首残高と指定正味財産期末残高を加えた、正味財産期末残高は、１億１８１４万３１９２円となっております。

１３ページに貸借対照表、１６ページ、１７ページに正味財産増減計算内訳書、１８ページに財産目録、１９ページには、事業団の監査報告書を記載しておりますが、内容の説明は省略をさせていただきます。決算につきましては以上でございます。

　続きまして、令和４年度の事業計画及び予算についてご説明いたします。

公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団は、公益財団法人として、中長期的な視点に立ち、将来にわたって飯塚市における市民の芸術及び文化活動の振興を図り、個性豊かな地域文化の創造、発展に寄与することを目的としております。その中で本年度は、文化会館大規模改修工事に伴い、６月１３日から全館休館となることから、休館までの期間に可能な限り鑑賞事業を実施するとともに、他の施設に出向いて行うアウトリーチ活動の充実強化を図ることとしております。

また、休館期間中は、事業団職員が知識・技能を高める絶好の機会と捉え、職員研修に積極的に取り組み、令和５年度のリニューアルオープンに向けて、職員個々のレベルアップを図ることとしております。

別冊資料、「事業計画書及び予算書」の１ページには、令和４年度事業計画の基本方針、１ページから４ページにかけて、事業区分別の概要を記載しておりますが、内容の説明は省略をさせていただきます。

予算につきましては、１０ページをお願いいたします。令和４年度当初予算額は、経常収益計１億３４４１万４千円に対しまして、１１ページ、経常費用、１億３４４７万１千円でございます。当期一般正味財産増減額はマイナス５万７千円となり、前期繰越収支額である一般正味財産期首残高より充当し、一般正味財産期末残高は、１８５９万４９６７円。これに指定正味財産期末残高を加えた正味財産期末残高は、１億１８５９万４９６７円でございます。収入の主なものは、文化会館指定管理料、受託収入及び施設利用料金収入であります。支出の主なものは、文化会館施設管理費、自主文化事業の実施費用等の公共施設管理運営事業費などでございます。

１２ページから１３ページに収支予算内訳表を記載しておりますが、内容の説明は省略させていただきます。以上、簡単ではございますが報告を終わらせていただきます。

○議長（秀村長利）

　報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　２ページに感染拡大時にキャンセルが発生したことやと書いてあり、利用人数及び施設使用料金収入は、それぞれ一昨年度比で４６％、５８％というふうに記載がありますけれども、本市として事業者に対して、何か手当てをしたことがあるのか、考えたことがあるのか、お尋ねします。

○議長（秀村長利）

　文化課長。

○文化課長（坂口信治）

　今回、新型コロナウイルス感染症に伴いまして、利用料収入の減少などが発生しておりますので、その影響額については、市のほうから補填をしております。具体的には、貸館収入などの収入の減少したものと、事業の未実施に伴います費用の不用額の影響額を相殺いたしまして、その差額について補填をしております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それはどこに表れていますか。

○議長（秀村長利）

　文化課長。

○文化課長（坂口信治）

　この補填した金額について、具体的にはこの資料の中からは読み取ることができませんが、１４ページの正味財産増減計算書の中の経常収益の中に、指定管理料収入がございます。当年度、１億４３８６万７千円となっております。こちらの中に、補填額を含んだ委託料ということで支出をしております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　その補填額は幾らですか。

○議長（秀村長利）

　文化課長。

○文化課長（坂口信治）

　補填額につきましては、９９７万６千円でございます。

○議長（秀村長利）

　ほかに質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第１４号　一般財団法人サンビレッジ茜の経営状況」の報告を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（瀬尾善忠）

　「報告第１４号」についてご報告いたします。本件につきましては、地方自治法第２４３条の３第２項の規定に基づき、報告を行うものでございます。

議案書の７１ページをお願いいたします。まず、「報告第１４号　一般財団法人サンビレッジ茜の経営状況」についてご説明いたします。別冊となっております一般財団法人サンビレッジ茜の令和３年度事業報告及び決算書の３ページ、公益事業報告をお願いいたします。公益事業計画に基づく、実施事業の概要につきましては、３ページから６ページにかけて記載をしております。人工芝スキー場や茜ドームなどのスポーツ施設や、ロッジ、キャンプ場の宿泊施設等を有効活用しながら、子どもたちの自然体験、生活体験活動を重視する総合的な自然体験型教育施設づくりに努めております。

令和３年度も利用者増を目指し、様々な営業活動や特別プランの作成を行い、昨年度より利用者は増加しましたが、新型コロナウイルス感染拡大前と比較すると減少をいたしております。今後は、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めながら、より質の高いサービスの提供と効果的な運営に努めることといたしております。内容の詳細につきましては省略させていただきます。

続きまして、令和３年度の公益事業の収支決算につきまして、７ページから１０ページに収支決算書を添付いたしております。８ページの上段に記載しておりますとおり、収入の決算額は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に対応するため、施設の休館を行った影響もあり、７５７１万３５０１円、支出の決算額は、９ページの下段に記載しておりますとおり７５５５万８６３６円となっております。単年度収支としましては、利用料収入減少による影響額として、市より５８３万１７８４円を指定管理料として補填したことから、１５万４８６５円の黒字となっております。

１０ページ、前期繰越収支差額が、マイナス６１１万６１０７円となっておりますので、当期収支差額と合わせて、次期繰越収支差額は、５９６万１２４２円のマイナスとなっております。以下１１ページに貸借対照表、１３、１４ページに正味財産増減計算書、１５ページに財産目録、１６ページに監査報告書を添付しております。内容の説明につきましては省略をさせていただきます。

次に、収益事業についてご報告いたします。１７ページをお願いいたします。収益事業につきましては、食の提供等を通じて公益事業を補完する事業であります。事業概要としましては、レストランの運営による施設利用者への飲食の提供などで、地域の特性を生かしたメニューの開発と顧客の確保に努めることとしております。また、収益事業も同様に、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、利用者が減少し、収入が落ち込む結果となりましたが、福岡県の感染拡大防止協力金等により公益事業と同様に黒字となりました。内容の詳細につきましては省略をさせていただきます。

収益事業の収支決算につきましては、１８、１９ページに収支決算書を添付しております。収入の決算額は、１８ページの中段に記載しておりますとおり、１８７１万５８７７円。支出の決算額は１９ページの上段に記載しておりますとおり、１７９９万１８７８円となっております。単年度収支としましては、７２万３９９９円の黒字となっております。前期繰越収支差額が、１２７万７８６１円のプラスとなっておりますので、当期収支差額と合わせて、次期繰越収支差額は２００万１８６０円のプラスとなっております。以下２０ページに貸借対照表、２１ページに正味財産増減計算書、２２ページに財産目録、２３ページに監査報告書を添付しております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

続きまして、「令和４年度一般財団法人サンビレッジ茜の事業計画及び予算」につきましてご説明いたします。令和４年度一般財団法人サンビレッジ茜公益事業計画につきましては、３ページから５ページにかけまして、事業の基本方針及び内容について記載をいたしております。事業計画の内容につきましては、自主事業の実施、施設の整備、情報の提供、営業活動、関連施設と連携した事業、地域との連携を柱に施設設備を有効に活用してまいります。また、総合的な自然体験型教育施設づくりにも引き続き取り組むことといたしております。公益事業の予算につきましては、６ページに記載しておりますとおり、収入支出ともに７８２３万６千円となっております。詳細な内容につきましては、７ページから１０ページに記載しておりますとおりでございます。内容の説明については省略をさせていただきます。

１１ページをお願いいたします。次に、収益事業計画につきましては、公益事業の目的達成のため食の提供等を通じて、公益事業を補完する事業として実施するもので、レストランによる食事の提供が主な事業となっております。予算につきましては、１２ページに記載しておりますとおり、収入支出ともに１４５１万５千円となっております。予算明細書につきましては１３、１４ページに記載しております。内容の説明については省略させていただきます。以上、簡単ではございますが、「報告第１４号」について報告を終わります。

○議長（秀村長利）

　報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　飯塚市のサンビレッジ茜に対する補填額は幾らですか。

○議長（秀村長利）

　スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（瀬尾善忠）

　５８３万１７８４円でございます。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　コロナ禍ということでもあるのですけれども、最近の利用者の特徴は、どういう状況でしょうか。

○議長（秀村長利）

　スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（瀬尾善忠）

　コロナ前と比べると、どうしても利用者全体の数として減っております。ただし、個人で来られる方というのは、目につくという言い方がちょっと正しいかどうかあれですけれども、いらっしゃるという感じを受けております。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　今のは、団体でという方が少なくなったということですよね。それで個人の方でも、団体でもいいんだけれど、市外と市内と動向に変化がありますか。福岡都市圏からが減ったとか、増えたとか。

○議長（秀村長利）

　スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（瀬尾善忠）

　今ちょっと正しい情報の資料についてはちょっと持ち合わせておりませんが、比較的市外の方の利用が多いという感想を持っております。

○議長（秀村長利）

　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「署名議員を指名」いたします。８番　川上直喜議員、２３番　守光博正議員。

以上をもちまして、本定例会の議事日程の全部を終了いたしましたので、これをもちまして令和４年第３回飯塚市議会定例会を閉会いたします。大変長い間お疲れさまでした。

午後　４時２６分　閉会

◎　出席及び欠席議員

　（　出席議員　２８名　）

１番　　秀　村　長　利

２番　　坂　平　末　雄

３番　　光　根　正　宣

４番　　奥　山　亮　一

５番　　金　子　加　代

６番　　兼　本　芳　雄

７番　　土　居　幸　則

８番　　川　上　直　喜

９番　　永　末　雄　大

１０番　　深　町　善　文

１１番　　田　中　武　春

１２番　　江　口　　　徹

１３番　　小　幡　俊　之

１４番　　上　野　伸　五

１５番　　田　中　裕　二

１６番　　吉　松　信　之

１７番　　福　永　隆　一

１８番　　吉　田　健　一

１９番　　田　中　博　文

２０番　　鯉　川　信　二

２１番　　城　丸　秀　髙

２２番　　松　延　隆　俊

２３番　　守　光　博　正

２４番　　瀬　戸　　　光

２５番　　古　本　俊　克

２６番　　佐　藤　清　和

２７番　　道　祖　　　満

２８番　　平　山　　　悟

◎　職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長　　二　石　記　人

議会事務局次長　　太　田　智　広

議事調査係長　　渕　上　憲　隆

書記　　安　藤　　　良

議事総務係長　　今　住　武　史

書記　　生　山　真　希

書記　　宮　山　哲　明

◎　説明のため出席した者

市長　　片　峯　　　誠

副市長　　久　世　賢　治

副市長　　藤　江　美　奈

教育長　　武　井　政　一

企業管理者　　石　田　愼　二

総務部長　　許　斐　博　史

行政経営部長　　東　　　剛　史

市民協働部長　　久　家　勝　行

市民環境部長　　福　田　憲　一

福祉部長　　渡　部　淳　二

都市建設部長　　中　村　洋　一

教育部長　　山　田　哲　史

企業局長　　本　井　淳　志

公営競技事業所長　　樋　口　嘉　文

経済政策推進室長　　早　野　直　大

福祉部次長　　長　尾　恵美子

都市建設部次長　　臼　井　耕　治

都市建設部次長　　大　井　慎　二

財政課長　　落　合　幸　司

スポーツ振興課長　　瀬　尾　善　忠

土木建設課長　　佐　藤　和　則

文化課長　　坂　口　信　治

企業管理課長　　松　本　日出登

上水道課長　　佐　竹　広　行

上下水道施設課長　　西　岡　真　結